

檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ裁判長ノ職權ヲ以テ之ヲ朗讀セシムルコトヲ得

○第九十條 第一百五條以下ノ規定ハ公判ノ証人ニ第三百三十五條以下ノ規定ハ公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準用ス

○第九十一條 証人疾病其他正當ノ事故ニ因リ出頭スル能ハサルコトヲ疎明シタルトキハ裁判所其部員一名ニ命ジ又ハ區裁判所判事ニ囑託シ其所在ニ就テ之ヲ訊問セシムルコトヲ得

○第九十二條 檢事被告人及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出ス証人ノ氏名目錄ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達ス可シ

若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付キ既ニ辯論ヲ終リタルトキハ其痊癒ノ後更ニ取調ヲ爲スコトナク裁判ヲ爲ス可シ

(註) 檢事及ヒ被告民事原告人ハ各其主張スルヲ明瞭ナラシメンガ爲メニ証人ノ呼出ヲ請求スルコトヲ得而シテ裁判所之ヲ許可スルトキハ其証人ノ氏名目錄ヲ開廷ヨリ少クトモ一日前(二日前二日前ニ送達スルハ妨ナシ)其相手方ニ送達ス是レ相手方ヲシテ辯護ノ方法ヲ盡サシメンガ爲メナリ凡テ訴訟行爲ハ正々堂々ノ陣ヲ布キ以テ勝敗ヲ決スヘク陰險狡猾ノ手段ヲ用フルヲ許ササルナリ

○第九十三條 証人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラス又供述前辯論ニ立會フ可カラス既ニ供述ヲ爲シタル後ハ公廷ニ留ル可シ但裁判長ヨリ退去ノ允許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス
(註) 証人二人以上アルトキハ各別ニ之ヲ訊問スヘク又証人ハ供述前辯論ニ立會ハシムヘク

ガラス是レ各証人互ニ其道ヲ通シ又ハ被告人等ノ意ヲ違ヘ不實ノ供述ヲ爲スニ至ルヲ得ルハナリ

○第九十四條 証人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノトス

陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ証人及ヒ被告人ヲ訊問スルコトヲ得
訴訟關係人ハ辯論ニ必要ナリトスル事項ヲ分明ナラシムル爲メ証人ヲ訊問ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルヲ得

(註) 裁判長ハ公廷内取締ノ權利ヲ有シ秩序ヲ維持スルノ義務ヲ有スルヲ以テ被告人証人訊問ハ裁判長ノ職權内ニ在リ孰レモ陪席判事及檢事ト雖特ニ其所見アルニ於テハ自由ニ訊問セサル可ラス(陪席判事ハ其裁判ニ參與シ檢事ハ公益ノ保護者タル資格アルヲ以テ但一應訊問スヘキ旨ヲ裁判長ニ告知シタル後自ラ之ヲ訊問スルコトヲ得ルコトセリ其他訴訟關係人假令被告人民事原告人民事擔當人等ハ直接ニ訊問スルコトヲ得ス唯某々ノ事項ニツキ訊問アランコトヲ裁判長ニ請求スルヲ得ルニ過キス其事項ハ辯論ニ必要ナル點タルヲ言テ俟タス但裁判長ノ意見ヲ以テ其請求ヲ拒スルヲ得ルヤ亦疑ヲ容レサルナリ

○第九十五條 証人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタルトキス裁判所ニ於テ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ勾引狀ヲ發シ裁判所長ニ送致ス可シ
其証人又ハ鑑定人ノ供述ハ裁判所書記之ヲ錄取シ豫審判事ニ送致ス可シ

本條ノ場合ニ於テハ裁判所ニテ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得

(註) 証人鑑定人(通事モ之ニ準スベシ)カ不實ノ供述ヲ爲シ偽証罪ニ該當スヘキモノト思料スヘキトキ裁判所ハ之ヲ取押ヘ勾引狀ヲ發シ豫審判事ニ送致シ裁判所書記ハ其供述ヲ錄取シ亦之ヲ豫審判事ニ送致ス又此場合ニハ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得ヘキモノトセリ而シテ此ノ場合ハ供述ノ不實ナルヲ(一)故意ニ出テタルヲ即被告人ヲ曲庇シ又ハ陷害スルノ意思(二)禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモノタルヲ罰金以下ノ刑ニ該ルヘキモノト思料スルトキハ豫審判事ニ送致スルヲナク裁判所ニ於テ直チニ裁判ヲ爲スヘシ
前述ノ場合ニハ檢事其他訴訟關係人ノ請求アリタルトキハ勿論裁判所ノ職權ヲ以テモ之ヲ爲スコトヲ得之ヲ要スルニ偽証罪ハ他ノ犯罪ト異ナリテ一種特別ノ場合ニ於テ生スルヲ以テ其告發起訴ノ手續モ普通ノ犯罪トハ其趣ヲ異ニス且此ノ如クナラズンハ事實發見上ニ都合ヲ感シ殊ニ本案ニ影響ヲ及ホスヲ莫大ナレハナリ

○第百九十六條 被告人暨者、證者、又ハ國語ニ通セサル者ナルトキハ第百條第百一條ノ規定ニ從フ

○第百九十七條 裁判所ニ於テハ証人被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スニトテ得サル可シト思料シタルトキハ其証人ノ供述中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得但裁判所長ハ証人供述ヲ終リタル後被告人ヲ入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知ス可シ

本條ノ規定ハ共同被告人ニモ亦之ヲ適用ス

(註) 証人ハ被告人ノ面前ニ於テ訊問ヲ受ケ供述ヲ爲スヲ本則トス(証人ト証人トハ各別ニ訊問シ席ヲ同フスルヲ許サス然レトモ被告人ノ面前ニ於テハ畏懼不安ノ恐れアリテ十分ノ供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料シタルトキハ被告人ヲ暫時退廷セシメテ証人ノ供述ヲ聞クコトヲ以テ十分ニ忌憚スルヲナク証人タルモノカ見聞シタル事實ヲ吐露セシム然レトモ其供述ハ必ラス被告人ニ告知セサルヘカラス然ラズンハ被告人ノ辯護權ヲ侵害スルヲ以テ不法ノ處置タリトス故ニ但以下ハ裁判長ニ一ノ義務ヲ負ハシムルモノトイフヘシ

○第百九十八條 裁判長ハ各証憑ノ取調終リタル毎ニ被告人ニ意見アリヤ否ヤヲ問ヒ且其利益ト爲ル可キ証憑ヲ差出スヲ得ヘキコトヲ告知ス可シ

又証憑物件ハ被告人ニ示シテ辯解ヲ爲サシム可シ

(註) 本條モ亦裁判長ニ一ノ義務ヲ負擔セシム名証憑ノ取調終ルヲ告ケタルモ直チニ判決ヲ下スコトヲ許サス必ラス被告人ニ意見アルヤ否ヤヲ問ハサル可ラス又各証憑ノ取調ヲ一括シテ一時ニ意見ヲ問フヘキニアラス必ラス各証憑ニ於テスルヲ要ス然ラズンハ錯雜紛亂ノ害ヲ來スヘケレハナリ且被告人ヘハ自己ノ利益トナルヘキ証憑ヲ呈出スルヲ得ヘキ旨ヲ告知スヘキナリ又証憑物件假令犯罪ノ用ニ供シタル兇器竊取シタル物品ノ如キモ必ラス被告人ニ示シ辯解セシムヘキナリ然レトモ茲ニ注意スヘキハ被告人カ意見ヲ述ヘ

又ハ其利益タル証憑ヲ呈出セス又ハ証憑物件ニツキ辯解ヲナサ、ルモ其人ノ自由ニ依リ(唯自己ノ不利タル結果ヲ受クルノミ然レトモ裁判長ハ必ス此等ノ權利アルヲ)被告
人ニ告知シ以テ其辯護權ヲ尊崇セサルヘカラスモシ之ニ違反スルトキハ不法ノ處分トシ
テ上告ノ原由トナルヘキナリ故ニ本條ハ被告人ニ義務ヲ負ハシムルニアラス裁判長ニ義
務ヲ負擔セシムル命令法トイフヘキナリ

○第九十九條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ニ於テ檢事ノ意見
ヲ聽キ直チニ之ヲ裁判ス可シ

(註) 前數條ヲ以テ公判ノ手續ヲ規定シタルカ辯論中公判ノ手續違法ナリトノ異議ヲ申立
ツルトキ(假令ハ証憑物件ヲ被告人ニ示シテ辯解セシメサリシカ如シ)裁判所ハ直チニ
檢事ノ意見ヲ聞キ之ヲ裁判スヘシ但其裁判ニ對シテ獨立シテ不服ヲ申立ツルヲ得ス本
案ノ判決ト共ニ申立ツルヲ得ルノミ凡ソ本案ノ判決ニ非サル判決(中等判決)ニハ獨立上
訴ヲ許サ、ルヲ原則トス其特ニ之ヲ許スハ法律ノ明文アル場合ニ限ル第百八十六條ノ如
キ是ナリ

○第二百條 裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲スコトヲ得

私訴ニ付キ取調未タ十分ナラサルトキハ公訴ノ判決アリタル後其判決ヲ爲スコトヲ得

(註) 私訴ノ判決ハ公訴ノ判決ト同時若クハ公判ノ判決アリタル後ニ之ヲ宣告スルヲ得公
判ノ判決ニ先タテテ私訴ノ判決ヲ下スルヲ得ス

○第二百一條 被告人有罪ト爲リタルトキハ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用ノ全部
又ハ一分ヲ負擔ス可キ言渡ヲ爲スコシ

免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴ニ關スル訴訟費用ハ國庫之ヲ負擔ス

私訴ニ關スル訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

(註) 公訴ニ關スル訴訟費用ヲ負擔スル者ハ(一)被告人無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ受ケタルト
キハ檢事ノ起訴其當ヲ得サルモノナルヲ以テ國庫ニ於テ之ヲ負擔スヘキヤ論ヲ俟タス(二)
被告人有罪ノ宣告ヲ受ケタル場合其訴訟費用ハ被告人ニ於テ全部ヲ負擔スルヲ本則
トス但被告人ヲシテ其費用ノ一分ノミヲ負擔セシムルヲアルハ其訴訟費用タルヤ檢事ノ
請求又ハ裁判所又ハ豫審判事ノ職權ヲ以テ証憑調假令鑑定人又ハ証人等ヲ呼出シ爲メニ
要シタル費用ニシテ不必要ノモノアルヲ以テナリ此場合ニハ裁判所ハ被告人ニ對シ訴訟
費用ノ一部ノミヲ負擔セシムヘキナリ(第二項ハ民事訴訟法訴訟費用ノ處參照スヘシ)此
費用負擔ノ言渡ハ檢事若クハ被告人ノ請求ヲ俟タス裁判所ノ職權ヲ以テ言渡スヘキモノ
タリ

○第二百二條 被告人有罪ト爲リタルト否トヲ問ハス沒収ニ係ラサル差押物ハ所有者ノ請求ナ
レト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲スコシ

(註) 物件差押ハ豫審ニ於テ説明シタルカ如ク沒収スヘキ物件ニ限ラス況ク事實發見ニ必
要ナル物件ヲ總稱ス故ニ沒収ニ係ラサル差押物ハ之ヲ所有者ニ還付スル言渡ヲナス被告

人ノ有罪ト否又ハ所有者ノ請求ノ有無ハ問ハサルヤ規易キノ理タリ

○第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ明示シ且犯罪ノ証憑ヲ明示ス可シ

無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スモ亦其理由ヲ明示ス可シ

○第二百四條 判決ノ言渡ハ辯論ヲ終リタル後即日又ハ次ノ開廷日ニ之ヲ爲ス可シ判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決ノ言渡ト同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

○第二百五條 判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、其事件ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載シ判事裁判所書記共ニ署名捺印ス可シ

(註) 判決書ニ記載ス可要件ハ(一)被告人ノ氏名 其他職業住所身分年齢等被告人ノ人違タラサルヲ明示ス(二)事實(甲)刑ノ言渡ニハ處刑ノ事實加重減輕ノ事實併ニ此事實ヲ認ムルニ足ルヘキ証憑ヲ記載ス(乙)無罪又ハ免訴ノ言渡ニハ被告人ノ証憑不十分不論又ハ公訴消滅ノ理由ヲ明記ス此場合ニハ別ニ其證憑ヲ記載セスシテ可ナリ(三)法律即事實ニ相當スル法律ノ正條ニシテ無罪又ハ免訴ノ言渡タルト刑ノ言渡タルトヲ問ハス其言渡ノ理由タル法律ヲ明示セサルヘカラス此法律トハ刑法及本法ヲイフ(四)判決即處刑無罪又ハ免訴ノ裁斷是ナリ(五)其裁判ヲ爲シタル裁判所年月日其事件ニ干系シタル檢事ノ官氏名及ヒ裁判書記ノ署名捺印此方式ノ必要タル言ヲ俟タサルナリ

判決ノ言渡方法ヲ規定ス元來判決ニハ判決主文ト判決主文以外ノモノアリ例之被告某甲重禁錮二年ノ刑ニ處シ又ハ被告某甲免訴シ且放免ストイフカ如キ之ヲ判決主文トイフ其他ハ判決主文外ノモノトスサテ裁判言渡ニハ必ラスシモ判決書ノ全文ヲ朗讀スヘシトイフニアラス判決主文ハ必ラス之ヲ朗讀スヘキモ其判決ノ理由タル事實法律ハ之ヲ朗讀スルモ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告知スルモ裁判長ノ自由ニ在リトス而シテ判決ノ言渡ハ辯論終了ノ即日ニ於テスルナ本則トスルモ事件ノ煩雜ナル場合ニハ之ヲ次日ニ讓ルヲ得ルナリ

○第二百六條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄本ヲ求ムルヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタルトキハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

(註) 判決ニ原本(二百五條)正本謄本抄本ノ區別アリ原本ハ裁判官ノ自ラ執筆シテ作リタルモノニテ正本ノ根原トナルモノナリ正本ハ書記カ原本ヲ謄寫シタル者ニシテ其謄本ト異ル所ハ正本ハ裁判執行ノ爲メニスルモノナレト謄本ハ利害干系人カ唯證據ノ用ニ供スルコト過キス其効力ニ大小アルハ言ヲ俟タサルナリ抄本ハ謄本ヲ節略シ一部分ヲ謄寫シタル者ニテ是レ亦證據ノ用ヲ爲ス者タリ原本ハ裁判所ニ保藏スヘク決シテ訴訟關係人ニ附與スヘキコトアラス之ニ反シテ正本謄本又ハ抄本ハ其費用ヲ以テ其下附ヲ請求スルヲ得

○第二百七條 對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其判決ニ對シテ上告ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ告知シ又對席判決ニ因リ刑

言渡アリタルトサハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ
若シ其告知又ハ記載ナキトキハ更ニ其通知アルマテ上訴及ヒ故障期間ノ經過ヲ停止ス
(註) 上訴期間故障期間ノ進行停止ノ場合ヲ規定ス畢竟被告人ヲ保護スルノ主旨ニ出テ
ルモノナリ欠席判決ノ何物タルヤハ以下該當ノ處ニ於テ説明スルヲ見ルヘシ

○第二百八條 裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ

- 第一 公ニ辯論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコト及ヒ其事由
- 第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述
- 第三 証人鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ爲ササルトキハ其事由
- 第四 証拠物件
- 第五 辯論中異議ノ申立アリタルコト、其申立ニ付キ檢事其他訴訟關係人ノ意見及ヒ其
判所ノ裁判

第六 辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシメタルコト

○第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、裁判
長陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載ス可シ

辯論數日ニ涉ルトキハ其旨及ヒ同一ノ判事出席シタルコトヲ記載ス可シ
辯論中補充判事ヲシテ代ラシメタルトキハ其旨ヲ記載ス可シ
(註) 公判始末書ニ記載スヘキ事項ノ主要ヲ掲ク今一々説明セス

○第二百十條 公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及ヒ裁判所書記署名捺印
ス可シ

裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見アルトキハ其紙尾ニ記載ス可
シ

(註) 公判始末書ハ裁判所書記カ公判ノ顛末ヲ筆記スルモノニシテ其作成ニハ猶豫ヲ要セ
ザレトモ其整理ニハ判決言渡ヨリ三日間ノ猶豫アリ而シテ其始末書ニハ裁判長及裁判所
書記ノ署名捺印ヲ要ス故ニ公判始末書ハ一ノ公正証書ニシテ其證據力モ從テ廣大ナリ即
偽造ノ申立ヲナスノ外ハ之ヲ攻撃スルヲ得ス(證據編公正証書ノ處參照)故ニ偽造ノ訴
アルマテハ法律上真正ナリトノ推定ヲ受ケ十分ノ證據力ヲ與フルナリ

○第二百十一條 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ嚴重ニ之ヲ保存セサルヘカラス即上訴アリタル場合ハ
訴アリタルトキハ之ヲ上訴裁判所ニ送付ス可シ

(註) 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ嚴重ニ之ヲ保存セサルヘカラス即上訴アリタル場合ハ
之ヲ上訴裁判所ニ送致スヘク又裁判執行ニモ必要ナレハナリ

○第二章 區裁判所公判

(註) 第一章ニハ公判ノ何タルヲ問ハス共通スヘキ手續ヲ規定シタルカ今ヤ犯罪ノ種類ニ
由リ其管轄ヲ異ニシ其輕重ニ從テ其公判手續ニモ繁簡疎密ノ差ヲ生スルハ事理ノ當然
ナリ而シテ本章ハ最モ疎略ナル公判手續ヲ規定シタルモノニシテ特ニ區裁判所公判ニ干

ル法則ヲ定ム但地方裁判所公判手續(第三章)ト雖特別ノ規定ナキモノニ限リ本章ヲ用スヘケモノナレハ本章ハ最緊要ノ部分ナリトス

○第二百十二條 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル違警罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理ス

第一 檢事ノ起訴アリタルトキ

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルトキ

(註)本條ヲ解釋スルニ方リ先ツ區裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪ヲ記載スルヲ便宜ナリトス裁判所構成法ニ由レハ區裁判所ノ受理スヘキ權限ハ(一)違警罪(二)五十圓以下ノ罰金ヲ附加シ若クハ附加セサル二月以下ノ禁錮又ハ單ニ百圓以下ノ罰金ニ該ル輕罪(三)刑法第二編第一章ヲ除キ其他ノ輕罪ニ本刑二百圓以下ノ罰金ヲ附加シ若クハ附加セサル二年以下ノ禁錮又ハ單ニ三百圓以下ノ罰金ニ該リ其情第二ニ掲ケタル刑ヨリ更ニ重キ刑ニ處スルヲ要セスト認メ地方裁判所若クハ其支部ノ檢事局ヨリ區裁判所ニ移付シタルモノ詳細ハ同法ニ就キ見ルヘシ)而シテ區裁判所カ公訴受理ノ原因ハ

第一 檢事ノ起訴 別ニ説明ヲ要セス

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ノ移送 區裁判所事件ニハ元來豫審ヲ要セスト雖其果シテ違警罪ナルカ輕易ノ輕罪ナルカ抑亦重罪若クハ煩雜ノ輕罪ナルカハ豫審ヲ經ルニ非サレハ明瞭ナラサルコトアリ故ニ豫審終結ノ際區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノト思料スルトキハ之ヲ區裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス(第六十六條第六十七條)是レ區裁判所カ公訴

ヲ受理スルノ原因タリ又上級裁判所ノ移送ノ區裁判所ノ上級裁判所ハ地方裁判所控訴院大審院ナリ

○第二百十三條 檢事ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發ス可キコトヲ裁判所ニ請求ス可シ

裁判所ハ裁判所書記ヲシテ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發セシム可シ
○第二百十四條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名、職業、住所、出頭ノ日時場所及ヒ被告事件ヲ記載シ且被告事件違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ナルトキハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載ス可シ

若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其事件ニ付キ取調ヲ受ケサリシトキハ辯護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得

○第二百十五條 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

(註) 本條何レノ場合トハ區裁判所公訴ヲ受理シタル原因ノ前條第一號ニ出テタルト第二號ニ由ルトヲ問ハストイフ意ナリ一旦公訴ノ受理アリタルトキハ檢事ハ被告人ノ呼出ヲ請求セザルヘカラス此請求アルトキハ裁判所ハ裁判所書記ヲシテ呼出狀ヲ發セシム而シテ呼出狀ニ記載スヘキ事項ハ(一)被告人ノ氏名職業住所(二)出頭ノ日時(三)出頭スヘキ場所(四)被告事件ヲ明示スルヲ要ス而シテ違警罪又ハ罰金ノ刑ニ該ルヘキ輕罪事件ナルトキハ必ラスシモ本人ノ出頭ヲ要セス代人ヲシテ出頭セシムルヲ許セリ故ニ呼出狀ニモ之ヲ記載シテ被告人ニ知ラセシメ以テ之ヲ保護スルナリ此等ノ條件ヲ欠缺シタルトキハ

被告人は於て之ヲ受取ルヲ拒ムヲ得ヘシ然レトモ一旦之ヲ受取リタルトキハ後日ニ至リテ其欠漏ヲ理由トシ不服ヲ申立ツルヲ許サス但シ第四條件即被告事件ノ記載ナキ呼出狀ヲ受取リタルトキハ辯護準備ノ爲メ更ニ二日ノ猶豫ヲ受クルヲ許セリ（次條ノ外）但事件ニツキ取調ヲ受ケサル前事實ノ告知ヲ受ケタル後ニ申立ツルヲ許ス然ラズシハ縱令此猶豫ヲ請求スルモ之ヲ許可セサルヘシ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間ニ少クトモ二日ノ猶豫ヲ與フルハ被告人ヲシテ辯護ノ方法ヲ盡サシメンカ爲メナリ

○第二百十六條 判事ハ豫審ヲ經サル被告事件急速ヲ要スルトキハ公判ニ取掛ル前檢證處分ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ノ立會ヲ要セス

(註) 刑事ニ於テ證據蒐集ノ任アルモノハ豫審判事ナリ然レトモ豫審ヲ經サル輕罪事件ニシテ其公判前ニ證據ノ消滅ヲ防止スル爲メ急速ノ處分ヲ要スルヲナキコアラズ此場合ニ於テハ公判ノ事ニ於テ直チニ其檢證處分ヲ爲スヲ得此場合ニハ唯書記ノ立會アルノミニテ足レリ此規定タル全ク一ノ特別トイフヘク即チ豫審ヲ經由シタル事件ニハ適用スルヲ得サルナリ

○第二百十七條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出頭シタル若ト雖モ異議ノ申立ナキトキハ裁判所ニ於テ證人トシテ其供述ヲ聽クコトヲ得

(註) 証人出頭マテノ猶豫ヲ被告人ニ以スレハ甚タ短カシ是レ被告人ハ辯護ノ準備ヲ爲スノ必要アレトモ証人ハ此等ノ事ナク單ニ見聞ノ儘ヲ供述スルコト過キズ唯家事調理ノ便ヲ與ヘンカ爲二十四時ノ猶豫ニテ足レリトス又証人ハ正式ノ呼出狀ヲ以テ呼出スナ本則トスレトモ呼出ヲ受ケスシテ現ニ出頭シタル証人トシテ直チニ訊問スルヲ許スハ大ニ便宜ナルヘシ但異議ノ申立ナキ場合ニ限ル異議ノ申立トハ檢事被告人及ヒ証人ノ異議申立ナシ云フ

○第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、出生ノ地ヲ問フ可シ檢事ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

(註) 判事カ此訊問ハ人違ナカラフ爲メ再犯ニ係ルヤ否刑法上宥恕ヲ與フヘキモノナリヤ否ヤヲ審明スルニアリ而シテ檢事ノ此陳述ハ檢事ハ公訴ノ原告タル資格ヲ以テ舉證ノ責ニ任スルヲ以テナリ

○第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問ス可シ必要ナル調書其他証人書類ハ書記ヲシテ朗讀セシメ又証人ノ供述ヲ聞キ其他証人ノ取調ヲ可スヘシ

若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事被告人ノ異議ナキトキハ他ノ証人ヲ取調フルニ及ハス

(註) 檢事カ被告事件ノ陳述終リタルトキハ判事ハ被告人ニ對シテ其事實ノ如何ヲ訊問ス

被告人ヲ訊問セスシテ直チニ裁斷ヲ下スルトキハ被告人ノ辯護權ヲ侵害スル不法ノ所爲ナリ又必要ナル調書其他証憑書類ハ裁斷ノ材料タルモノニシテ必ラス書記ヲシテ朗讀セシメ被告人ニ聽カシムヘシ書記カ朗讀セサル書類ヲ以テ處斷ノ證據トナスモ亦被告人ノ辯護權ヲ侵害シタル不法ノ處置タルヲ以テ訴訟關係人ハ上訴スルヲ得ヘキナリ証人ノ供述ハ被告人必ラス之ヲ聞知スヘク(百九十七)其他取調ノ証憑モ一々被告人ニ示スヘキ(百九十八)ヤ言ヲ俟タサルナリ

若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事民事原告人ノ異議ナキトキハ單ニ其自白ノミニ依テ判決ヲ爲スコトヲ得但判事ニ於テ其自白ニ信ヲ措カスシテ他ノ証憑ヲ取調フルハ素ヨリ妨ケナシ抑々自白トハ自己ニ不利ナル事實ヲ任意ニ自ラ陳述スルチイフ而シテ本條ノ規定ヲ以テ昔時ノ口供結案法ト同一視スルコトナキヲ要ス其詳細ハ第二百卅九條ヲ説明スルコト方リ之ヲ述フヘシ

第二百二十條 証人調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ其辯護人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

檢事、被告人及ヒ辯護人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコトヲ得但辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ述べシム可シ

(註) 判事カ事實ノ取調ヲ終リタル時ハ檢事先ツ被告事件及證據ノ信否ニツキ意見ヲ述べ次ニ被告人及ヒ辯護人之ニ答辯ヲ而シテ事實ノ辯論終リタルトキ檢事ハ先ツ法律適用ニ

ツキ意見ヲ陳述シ次ニ被告人及ヒ辯護人之ニ答辯ス事實ト法律適用トヲ問ハス檢事ト被告人辯護人トノ意見相抵觸スルトキハ復互ニ辯論ヲ爲スコトヲ得ヘシ所謂法律ノ適用トハ單ニ刑ヲ適用スルノミニアラズ免訴無罪若クハ管轄違トニ關スル一切ノ法律適用ヲ包含ス而シテ刑ノ適用ニツキテハ檢事ハ只其法律ノ正條ヲ援引シテ其適用ヲ求ムルニ止マラス其正條ノ範圍内ニ於テ相當ノ金額刑期ヲ指定シテ其適用ヲ求ムヘキナリ事實ノ辨論ト法律ノ辨論トニ拘ハラズ被告人若クハ辯護人ハ最終ト供述ヲ爲スノ權ヲ有ス是レ被告人ノ辯護權ノ結果トイフヘキナリ

第二百二十一條 公訴ニ付キ辯論終リタル後民事原告人ハ被告ノ事實ヲ證明シ且私訴ニ付キ其請求スル所ヲ陳述ス可シ

被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

(註) 本條ハ讀ンテ明文ノ如シ喋々ヲ要セサルヘシ

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ノ場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ容シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

(註) 本條以下ハ裁判ノ言渡ニ于スル規定トス

(甲)管轄違言渡(第百八十六條參照) 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ本案ノ

事件ヲ取調フルヲ待タズシテ管轄違ノ言渡ヲ爲ス而シテ此場合ニ於テ被告人カ勾留狀ヲ受ケアリシトキハ此言渡ト同時ニ放免ノ言渡ヲ爲スヘキナリ其管轄ニ非ル言渡ヲ爲ス以上ハ其以前ノ手續即拘留狀ヲ發スル手續モ亦無効タルヲ以テナリ然レトモ其事件重大且顯証明白ナルトキハ管轄違ノ言渡ハ必ラス之ヲ爲サルヲ得サルモ放免ノ言渡ハ之ヲ爲サル其儘檢事ニ交付スヘク又勾留ヲ受ケサルモノナレハ新ニ勾留狀ヲ發シ得ヘキトナシタリ

○第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ証憑十分ナルトキハ判決ヲ以テ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲スヘシ

(註) (乙)處刑言渡 此言渡ヲ爲スニハ(一)被告事件ニ其裁判所ノ管轄ニ屬スルヲ(二)犯罪ノ証憑十分ナルヲ(三)二條件ヲ具備スルトキハ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲スヘキナリ第一條件ヲ欠知スルトキハ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘク第二條件ヲ欠クトキハ次條ニ從ヒ無罪ノ言渡ヲ爲スヘキナリ

○第二百二十四條犯罪ノ証憑十分ナラス又ハ被告事件罪ト爲ラサルトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又第六十五條第三號以下ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

(註) (丙)無罪ノ言渡此言渡ヲ爲スヘキ場合ハ犯罪ノ証憑十分ノ時ニ言渡スヘク而シテ犯罪ノ証憑全クナキトキハ無罪ノ言渡ヲ爲スヘキハ勿論ナリ
(二) 被告事件罪トナラサルトキハ一般又ハ特別ノ不檢罪ノ場合ヲ云フ

(丁)免訴ノ言渡 (一)被告事件カ公訴ノ時期ニ罹リタル時(二)確定判決ヲ經タル時(三)大赦アリタルトキ(四)法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ此四ノ場合ニ限リ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキモノナリ

豫審終結ノ決定ニハ無罪ノ言渡ヲ爲スヲ得ス(丁)ノ場合ハ勿論(丙)二ノ場合ニ於テモ免訴ノ言渡ヲ爲スヲ得ルノミ其理由ハ已ニ説明シタル所ナリ

○第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額ノ多寡ニ拘ハラズ判決ヲ爲スル可シ

(註) (甲)管轄違ノ言渡ニハ私訴ノ判決ヲ爲スヲ得テ主タル公訴ノ本案ニ裁斷ヲ與ヘザルニ從タル私訴ニ判斷ヲ與フルノ理由ナシ且私訴モ公訴ト共ニ管轄違ノモノナレハナリ然レモ(乙)(丙)(丁)公訴ニツキ言渡アリタル後ハ私訴ニツキ判決ヲ與フヘシ請求價額ノ如何ニ拘ハラズト明言シタルハ元來區裁判所ニ於テ通常民事ノ訴ニハ百圓以上ノ價額ヲ有スル訴訟物ヲ裁決スルノ權ナキヲ以テ私訴ニハ之カ例外タル旨ヲ明言シタルニ過キス

○第二百二十六條 呼出ヲ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ其代人公判ノ期日ニ出頭セサルトキハ檢事ノ請求スル所ヲ聽キ關席判決ヲ爲ス可シ

私訴關係人出頭セサルトキハ民事訴訟法ノ規定從ヒ關席判決ヲ爲ス可シ

○第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人出頭セスト雖モ豫審終結ノ言渡書又

〔六〕公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證アルコト非サレハ關席判決ヲ爲ス可カラズ

豫審終結ノ言渡書又ハ公判呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能ハサル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其期間ニ被告人出頭セサルトキハ關席判決ヲ爲ス可キ告知書ヲ其親屬又ハ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス可シ若シ其本籍若クハ最後ノ住所地分明ナラサルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁判所ノ揭示板ニ貼付シテ公示スヘシ

(註) 本條ハ關席判決ノ一ヲ規定ス凡ソ訴訟審理ハ原被兩造對審シテ辨論ヲ終結シタル上

判決ヲ與フ本則トス然ラサレハ事實ノ眞正ヲ誤ルニ至ルヘシ殊ニ刑事ニテハ被告人ノ一ノ辨護權ヲ與ヘ鄭重慎重ノ手續ヲ要スルコトナシタルヲ以テ知ルヘキナリサレハ被告人ハ公判ノ期日ニ出頭セサルトキハ之ヲ如何スルヤモシ其事件ノ審判ヲ停止スヘキモノトセハ被告人ハ常ニ此好策ヲ用ヒテ審判ノ遷延ヲ圖リ社會ハ爲メニ其安寧ヲ維持スルコトヲ得サルヘシ是レ已ムヲ得ス關席判決ナルモノヲ設クル所以ナリ故ニ關席判決ヲ行フニ要スル條件ハ嚴密ニ釋解セサルヘカラス

(一)被告人呼出ヲ受ケタルコト 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ事件ハ之ヲ罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ニ比スレハ此條件ニツキ嚴重ノ手續ヲ要ス(第二百二十七條)

(二)被告人公判期日ニ出頭セサルコト 罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ニハ代人出頭ニシテモ十分ナルヲ以テ此場合ニハ代人ノ出頭モアツサリシヲ要ス

(三)檢事ノ意見ヲ聽クコト

此三條件ヲ具備スルハ關席判決ヲ爲スコトヲ得ヘシサテ此第一條件ニツキ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ事件ニハ嚴重ノ規定ヲ要ス(甲)豫審終結ノ言渡書(豫審ヲ經タル事件ヲ指シテ)又ハ公判ノ呼出狀ヲ被告人ニ送達スルノ證アルヲ要ス是ヲ本則トス以下ハ此變則トス

(罰)金以下ノ事件ニハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ單ニ呼出狀ヲ送達スレハ充分ニシテ必ス

シモ被告人ニ送達スルコトヲ要セス(乙)甲ノ方法ヲ行フコトヲ得サルトキハ裁判所ニテ猶豫期間ヲ定メ其期間内ニ出頭セサルトキハ關席判決ヲ爲スヘキ告知書ヲ親屬又ハ本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達シタルコト(丙)乙ノ方法ニ從フコトヲ得ス即親屬アルコト知レサルカ又ハ本籍若クハ最後ノ住所ノ地分明ナラサルトキハ右ノ告知書ヲ一

ヶ月以上裁判所ノ揭示板ニ貼付シ以テ公示スルヲ要ス(罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ニハ此等ノ方法ヲ要セス)此等ノ規定タル全ク被告人ノ辯護權ヲ重ンスルヲ以テ關席判決

ヲ爲スハ實ニ己ムヲ得サルノ處分タル知ルニ足ルヘシ

○第二百二十八條 關席判決ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ限リ關席者ニ送達スヘシ

關席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得

(註) 前條ニ從ヒテ關席判決アリタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ判決書ヲ欠席者ニ送致スルコトヲ得

ルコトヲ得雖檢事其他訴訟關係人ノ申立アリタルトキ之ヲ送達セシム而シテ此送達ハ欠席判決ヲ確定セシムル(次條)ノ効力ヲ生スルヲ以テ其利益ヲ享タルモノハ必ラス此送達

ノ申立ヲナスヘキヤ疑ヲ容レサルナリ

百二十九

關席判決ヲ受ケタル被告人ハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スルヲ得故障モ控訴ト同シク一ノ不服ヲ申立ツル方法ナレトモ故障ハ同一審ニ於テ審理ノ任直シテ請求スルニ在レハ控訴ハ上級審ニ向テ前審ノ改正ヲ求ムルニ在リ其故障ヲ許ス所以ハ關席判決タルヤ當事者ノ一方ノミヨリ判決シタルモノナレハ環流アルヲ免カレザルヘシト推測スルヲ以テナリ然レトモ此關席判決タル必ラスシモ關席シタル被告人ニ不利なナル判決ヲ爲スモノト違フスヘカラス故ニ被告人無罪又ハ免訴欠席判決ヲ受ケタルトキハ故障ヲ申立ツルノ理由ヲキヤ辯テ待タス

○第二百二十九條

故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰金以下ノ刑ヲ首途シタル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ關席判決ノ送達ヲ以テ始マリ禁錮刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ始マル

(註) 故障申立ノ期間ハ三日ニシテ此期間進行ハ(一)罰金以下ノ刑(私訴ノ判決共)ハ欠席判決ノ送達ヲ以テ始マル即民事訴訟法送達ノ法ニ從ヒ必ラスシモ被告人ハ送達スルヲ要セス(二)禁錮以上ノ刑ニハ被告本人ニ送達スルカ(是送達ニツキ刑事訴訟法特別ノ規定トス第十九條參考)又ハ判決執行第三百十九條參照)ニ由リテ被告人之レカ刑ノ言渡アリタル日ヨリ始マル而シテ故障期間ヲ無爲ニ經過シタルトキハ判決ハ確定ノモノトナル(キヤ言テ俟タス而シテ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ハ或ハ判決後許多ノ時日ヲ經過スルニ非レハ確定セサル場合ナシトセス

○第二百三十條

故障ヲ申立テントニル者ハ關席判決ヲ爲シタル裁判所ニ其申立書ヲ送付ス可シ

○第二百三十一條

裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ

(註) 故障ヲ申立ツルニハ欠席判決ヲ受ケタル裁判所ニ於テセサルヘカラス是レ控訴上先トハ趣テ異ニシ同一裁判所カ審理ヲ任直ス者ナレハナリ而シテ故障ノ申立アリタルトキハ對審ノ必要アルヲ以テ此旨ヲ相手方ニ通知シ且ツ對審期日ヲ定メ訴訟干係人ヲ呼出スヘキナリ而レトモ故障ノ申立アリタルトキハ必ラス本條ノ規定ニ從ヒ相手方ニ通知シ公判期日ヲ定ムヘキニアラス先ツ裁判所ハ次條ニ從ヒテ故障ノ受理スヘキヤ否ヤヲ審明シ受理スヘキモノタルトキハ本條ニ從ヒ公判期日ヲ指定スル等ノ手續ヲ行フモ受理スヘカヲサルトキハ次條ニ由リテ之ヲ棄却スヘキナリ

○第二百三十二條

裁判所ニ於テハ權職ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此案件ノ一テ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却ス可シ

○第二百三十三條

故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テ故障申立人關席シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ス

○第二百三十四條

第二百四十七條第二百四十八條ノ規定ハ關席判決ニ對スル故障ニモ亦之ヲ

採用ス

(註) 裁判所カ故障ノ申立テ受理セシムルハ左ノ條件ヲ具フルヲ要ス(一)故障ノ許スヘキモ
 フナルヲ 對席判決ニ對シテ故障ヲ申立ツルカ如キ再度ノ闕席判決其他無罪免訴ノ闕席判
 決ニ對シテ故障ヲ申立ツルカ如キ云フ(二)故障ノ期間ヲ守リタルヲ 故障申立ノ期間
 ハ三日ナリトス 此二條件ノ一テ欠クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却セサルヘカラス而シ
 テ此條件ヲ具備シタルトキハ故障申立ハ之ヲ受理シ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ同一審ニ於テ
 審理判決ノ下スヘキモノナリ然レトモ前ニ故障ヲ申立テタルモノカ再ヒ闕席シタルトキ
 其新闕席判決ニ對シテ故障ヲ申立ツルヲ許サス一度タ懈怠ハ法律ハ尙ホ之ヲ寬待シ
 タルモ懈怠二度ニ至ルトキハ最早之ヲ宥恕スルノ理由ナク且永シ裁判ヲ確定シ妨ク刑ヲ
 執行スルヲ得サルノ弊害ヲ來スヘケレハナリ

第三章 地方裁判所公判

○第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ此
 管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公訴ヲ受理ス

又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス

○第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限リ地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ
 公判ニ準用ス

(註) 地方裁判所公訴受理ノ原由ハ(一)檢事ノ起訴輕罪事件簡明コシテ豫審ヲ要セザル

モノ但重罪ハ必ラ豫審ノ經由スルヲ以テ此場合ナシ(二)豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ
 事件ヲ移送シタルトキ 豫審判事ヨリノ移送ハ第六十七條第六十八條ニ就テ見ルヘ
 シ又上級裁判所ハ控訴院又ハ大審院ヲ云フ

○第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事ハ裁判所書記ノ立會ニ依リ一
 應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任シタルヤ否ヤヲ問フ可シ

若シ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任
 ス可シ被告人及ヒ辯護士ニ異議ナキトキハ辯護士一名ヲ選テ被告人數名ノ辯護ヲ爲シ
 ルコトヲ得

書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

(註) 重罪事件ニ付テハ直チニ公判ヲ開クヲ得ス必ラ開廷前被告人ヲ訊問セサルヘカ
 ラス此訊問ハ公行スルヲ要セス此訊問ハ如何ナリ理由アリテ行フヤトイフニ假之重罪公
 判ニ付スル豫審決定ニ對シテハ被告人抗告ヲ爲スヲ得而シテ其決定コシテ抗告ヲ爲シ
 得ヘキヲ及其期間ヲ記載セサリトキハ更ニ通常ノ規定ニ從テ告知スルマテ抗告期間ノ
 進行ヲ停止スルヲ以テ公判開廷前一應此等ノ事ヲ訊問セサルヘカラスマテ重罪事件ニハ
 被告人辯護權ヲ拋棄スルヲ得ス若シ辯護人ナクシテ刑ノ言渡ヲ爲シタルトキハ其効力ヲ
 キモノトス故ニ被告人ニ辯護人ヲ選定シタルヤ否ヤヲ訊問シ若シ被告人カ之ヲ選定セサ
 リシ時ハ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人(裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ)ヲ選任スヘキナリ而シ

〔此開廷前ノ訊問ヲ爲スモノハ裁判長又ハ裁判長ヨリ訊問ヲ命ゼラレタル判事ニ受命判事トス而シテ書記ハ此訊問調書ヲ作製スルヲ要ス〕

○第二百三十八條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

〔註〕 裁判所カ本條ニ由リ臨檢處分ヲ行フハ其事件ノ豫審ヲ經タリシモノト否ト公判ノ前後ヲ問ハス而シテ豫審ノ手續ヲ準用スヘキハ言テ俟タサルナリ受命判事ノ此報告ハ決シテ其意見ヲ陳述スルモノコト非ス唯事實ヲ報道スルコト止マル凡ソ判事ハ判決宣告ニ非レハ自己ノ意見ヲ發表スルヲ得サルナリ

○第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖モ仍ホ證據ヲ取調ヘサルヘカラス

〔註〕 自白ハ有力ノ証左タリト雖モ證據ノ信據スヘキコト非ス法律ハ其取捨ヲ判事ニ一任シタリ何ントナレハ被告人ノ自白ハ時トシテ爲メコスルトコロアリテ虛偽ノ陳述ヲ爲スコトアルヲ免カレシ故ニ判事ハ尙ホ其他ノ証憑ヲ取調ヘサルヘカラス區裁判所公判ニハ自白アリタルトキハ其他ノ証憑ヲ取調フルコト及ハストノ規定ハ本條ト相矛盾スルヤノ感アリ蓋シ區裁判所事件ハ之ヲ地方裁判區件ニ比スルコト其犯罪ノ輕重大小ノ差アルヲ以テ其手續ニ至ラモ此差異ヲ生スルニ至ルナリ且區裁判所公判ニ於テモ自白アリタルコト拘ハラス他ノ証憑ヲ取調フルハ敢テ禁スル所ニ非サルナリ

○第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト雖モタルトキト雖モ

第一審ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所ノ管轄ニ屬スルトキ亦同シ

〔註〕 地方裁判所ニ於テ其事件區裁判所ノ管轄タルヲ發見スルト雖管轄違ノ判決ヲ爲スルハ得ス通常ノ規定ニ從ヒ本案ノ判決ヲ爲シ之ヲ終了スヘキナリ而シテ其判決タルヤ第一審トナルヘキナリ蓋シ地方裁判所ハ區裁判所ノ上級ニ位スルヲ以テ其下級裁判所ノ事件ヲ管轄スルハ「大ハ小ヲ容ル」ノ格言ニ違フキ且被告人ノ方ヨリイハシ區裁判所ニ於ケルヨリ一層鄭重ノ手續ニ由リ裁判ヲ受ケルヲ以テ決シテ其利益ヲ害セラル、コトヲ豫メ送致ノ費用時日ヲ節スルノ利益アルヲ以テナリ

○第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追スルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ハ爲ス可シ

但被告人勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發ス可シ
其被告人件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ハ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ
受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

〔註〕 (一) 地方裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトナルトキ (二) 檢事

更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴訟シタルトキノ處分ヲ定ム

(甲) 其被告事件未ク豫審ヲ經サル場合 重罪事件ハ必ラニ豫審ヲ行フテ以テ裁判所ハ豫審判事ニ送致スルノ決定ヲ與ヘサルヘカラス被告人拘留狀ヲ受ケサルトキハ裁判所ハ必ラス勾留狀ヲ發セサルヘカラス

(乙) 其被告事件已ニ豫審ヲ經タル場合 豫審判事カ輕罪公判ニ付スル決定ヲ爲シタルヲ想像ス而シテ裁判所ハ重罪ナリト思料スル等ノ場合ニハ再ヒ之ヲ豫審ニ付スルノ要ナシ唯其事件ヲ更ニ重罪事件トシテ裁判スル旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ豫審處分ニ從ヒ一應其事件ニツキ取調ヘ報告ヲ爲サシム是レ鄭重綿密ノ手續ヲ爲スナリ

第五編 上訴

(註) 本編ニ所謂上訴トハ控訴上告抗告ノ三者ヲ稱ス此ノ三者ハ判決又ハ決定ニ對シ不服ヲ申立ツル方法ナリ

第一章 通則

○第二百四十二條 檢事其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル上訴ヲ爲スコトヲ得

檢事ハ被告人ノ利益ノ爲メニモ亦上訴ヲ爲スコトヲ得

○第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得但被告人ハ明言シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

○第二百四十四條 被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得

(註) 上訴ヲ爲シ得ヘキ人ハ(一)檢事 檢事ハ刑事ノ原告タルヲ以テ其決定又ハ判決ヲ不當ナリト思考スル時ハ總テ上訴ヲ爲スコトヲ得ヘシ而シテ被告人ノ利益ノ爲メニモ上訴スル

ヲ得ルハ檢事ハ一面ハ公益保護ノ職掌ヲ有スルモノナレハ非徒ニ懲罰スルト同時ニ良民ヲ救護スルヲ務メサルヘカラス是レ通常民事ノ原告ト異ナル所ナリ(二)訴訟關係人

被告人民事原告人民事擔當人等ナイフ被告人ハ此等ノ判決ニ付利害關係ヲ有スルヲ言フ俟タズ故ニ公訴私訴共ニ不服ヲ申立ツルヲ得ヘキモ民事原告人民事擔當人ハ唯私訴ニ

ノミ利害ノ干系ヲ有スルヲ以テ上訴ヲ許スモ公訴ノ判決ニハ上訴スルノ權ナシ(三)被告人ノ法律上代理人 此者ノ何タルヤハ民法人事編ニ於テ見ルヘク無能力者ヲ代表シ其利

益ヲ保護スルノ任ヲ負フモノカ故ニ被告人ニ言渡シタル公訴ノ判決ニツキ獨立シテ上訴スルヲ得ヘシ(被告人ノ明言シタル意思ニ反スモ差支ナシ)(四)辯護人 辯護人ハ被告

人ノ爲メニ其利益ヲ保護スル訴訟代理人タルヲ以テ被告人ヲ代表シテ上訴ヲ爲スコトヲ得ヘシ但被告人ニ於テ上訴ヲ爲スコトヲキ意思ヲ明言シタルトキハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス是レ

代理人ハ委任者ノ意思ニ反スヘカラスノ原則ナリ而シテ法律上代理人ト委任ニ由ル代理人ノ區別ハ此一點ニ於テ明瞭ナルヘシ

○第二百四十五條 勾留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送致ス可シ

○第二百四十六條 檢事ヲ除ク外上訴ヲ爲シタル者ハ其判決アルマテ何時ニテモ之ヲ取下クル

コトヲ得

(註) 上訴ハ訴訟關係人ノ有スル一ノ權利ナリ故ニ之ヲ拋棄スルヲモ其自由ニ在リ自己ニ不利ナル判決ナレハ縱令完全無缺ノ裁判タリト雖一己ノ私情ヨリ之ニ不服ヲ申立ツルコトアルヘシ而シテ後日其非ヲ覺知スルモ其上訴ヲ取下クルコトヲ得サルトセンカ是レ法律ハ明カニ其非ヲ遂クルコトヲ命スルモノナリ故ニ其判決アルマテ何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得ヘシ然レトモ此理由ハ檢事ノ上訴ニ適用スヘカラス檢事ハ社會ノ代表者トシテ上訴ヲ提起シタルヲ以テ其權利ヲ拋棄スルヲ得ス必ラス判決ヲ得サルヘカラス

○第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ上訴期間ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ疏明シタルトキハ期間ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間内ニ其疏明方法ヲ申立書ニ記載シ上訴ヲ爲ス可シ
○第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立書ヲ相手方ニ送達ス可シ相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得
上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聞キ先ツ其申立ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

(註) 本條ハ上訴權ノ回復ニ關スル規定トス夫レ上訴ハ際限ナク之ヲ許スヘキコアラズ必ラス法定ノ期間内ニ於テセサルヘカラス此期間ヲ空シク經過シタルンカ其權利ヲ喪失スルノ結果ヲ生スヘキハ事理ノ當然ナリ然レトモ法律ハ其權利ヲ回復スルコトヲ得ル場合ニ示シタリ即天災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ期間ヲ經過シタルハ其人ノ懈怠アルコトヲス故ニ其旨ヲ疏明シタルトキハ其上訴權ヲ回復スルヲ許サ、ルヘカラス然ラスンハ利害關係人ハ時サニ法律ノ剛復ニ泣クヘキナリ但此等障礙ノ止ミタル日(其日ナ一口トノ加算ス第十五條初日不算入ノ例外トス)通常ノ期間内ニ其旨ヲ疏明スヘキナリ)

○第二百四十九條 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還ス可シ
(註) 上訴アリタルトキハ第一審裁判所ハ第二十一條ニ從ヒ其訴訟記録ヲ上訴裁判ニ送致セサルヘカラス故ニ上訴裁判所ニ於テ其事件終結ヲ告ケタルトキハ其訴訟記録ヲハ(上訴裁判所ノ裁判謄本ヲ添へ)第一審裁判所ニ返還セサルヘシラス是レ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ保存スルノ良法ナリ

第二章 控訴

(註) 控訴トハ第一審ノ判決ニ不服ナル者ヨリ其事件ノ覆審ヲ其直近上級裁判所ニ請求スルヲ云フ

○第二百五十條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

(註) (一) 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審(區裁判所ハ常ニ第一審ナレモ地方裁判

判所ハ第二審タルアリ)ニ於テナシタル判決ナルヲ要ス 故ニ地方裁判所又ハ控訴院
ニ於ケル第二審ニハ上告ヲ爲シ得ルモ控訴スルヲ得ス

(二)判決ハ本案ノ判決第百八十七條ニ規定セル本案前ノ判決タルヲ要ス 本案ノ判決
ハ第二百二十二條以下諸種ノ判決ヲ云ヒ本案前ノ判決即公訴受理スヘカラサル申立管轄
違ノ申立ヲ却下シタル判例ヲ云フ(此二種ノ申立ヲ至當ナリトスル判決ハ即本案ノ判決
ニシテ第二百二十二條以下管轄違ノ言渡免訴ノ言渡ナリ)

今本案ノ判決ニツキ被告人ハ如何ナル場合ニモ控訴スルヲ得ヘキカ如シト雖無罰又ハ免
訴ノ言渡ニハ控訴スルヲ許サス是レ利益ナクレハ訴權ナシトノ原則ニ基ツクモノトス

○第二百五十一條 控訴ハ判決ノ一分ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得若シ之ヲ限ラサルトキハ判決ノ
全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノト看做ス可シ

○第二百五十二條 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス
閱席判決ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得

(註) 控訴申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ(此日ハ算入セス)五日間トス而シテ第一審
ニ於テ關席判決ヲ受ケタルモノハ第二項ニ由リ故障ヲ爲サシテ直チニ控訴スルヲ得
得ヘキナリ換言スレハ關席判決ニ對シ不服ヲ申立ツル方法ニ個アリ一ハ故障ニシテ同一
審ニ於テ審問ノ仕直シテ受ケ尙ホ不服ナルトキハ之ニ對シテ控訴スルヲ得ヘクニハ此故
障ヲ爲サシテ直チニ控訴スルニ在リ但此場合ノ控訴期間ハ故障期間(三日)ト同一ニシ

ヲ通常控訴期間ノ如ク五日コアラサルナリ

○第二百五十三條 本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ
止ス

(註)右控訴ノ期間内(五日)及控訴アリタルトキハ(五日後ニ至ルモ)第一審ノ判決確定セザ
ルヲ以テ執行ヲ停止セサルヘカラス

○第二百五十四條 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ
裁判所ハ控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ

○第二百五十五條 原裁判所ニ於テ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ
此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

(註) 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所即第一審裁判所ニ差出サシムルハ控訴ノ申立右
効ナルトキハ其裁判所ハ之ヲ相手方ニ通知シ控訴ノ申立有効ナラサルトキハ決定(判決
ト異ナリ決定ハ口頭辯論ヲ用ヒス訴訟手續ニ對シテ與フル裁判ニシテ判決ハ辯論ヲ開キ
本案ニ對シテ與フル裁判ナリトス但第百八十七條本案前ノ判決ハ例外タリ)ヲ以テ之ヲ
棄却スルヲ以テナリ法文ニハ期間ヲ經過シタル申立ニ付テノミ規定シタルトモ控訴ヲ許
スヘキヤ否モ調査セサルヘカラス(第二百卅二條參照)但此棄却ニ對シテハ抗告ヲ爲スコ
トヲ許シタリ

○第二百五十六條 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出

可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移ス可シ

(註) 訴訟記録ハ其裁判所ニ保存シ若シ上訴アリタル時ハ之ヲ上訴裁判所ニ送付スルヲハ已ニ見タル所ナリ(第二百一十一條)而シテ其送致ノ方法ハ原裁判所ノ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ其裁判所ニ差出ストナル也公判ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留云々コソキ説明ヲ要スルヲアリ判決ニハ假ニ執行スヘカフサル判決ノ二種アリ甲ハ其未タ確定セサルニ執行スルモノヲ云フ本條勾留ノ判決言渡是ナリ此言渡ハ上訴期間内及ヒ上訴ノ申立アリタリト雖其執行ヲ停止セズ即假リコ執行ス其乙ニ屬スルモノハ本案ノ判決ニシテ確定セサル前ニ在テ執行スルヲ得スコハ第二百五十三條ニ明示シタル所ナリ

○第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間小クトモ二日ノ猶豫アル可シ

○第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル規定ヲ適用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁判所ニ於テ其再度ノ訊問鑑定ヲ必要ナリトセサルトキハ之ヲ呼出ササルコトヲ得

○第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

(註) 附帶控訴ハ主ニ控訴ニ附隨シテ爲ス控訴ヲ云フ蓋シ原裁判ニ満足セサルモ其利害關係小ナルヲ以テ自ラ進ミテ控訴ヲナサハルヲアリ然レトモ對手人ニ於テ控訴スルトキハ終ニ論争セサルヲ得ス此時ニ方リテ附帶控訴ヲ許サスハ自家ノ趣旨ハ之ヲ伸暢スルヲ得ス反テ對手人ノ爲メニ傷害セラルヘシ是レ附帶控訴ヲ許シ主タル控訴ニツキ判決アルマテ何時ニテモ提出スルヲ許シタリ故ニ主タル控訴カ成立セサルトキ即次條ニ由リ棄却セラレタルトキハ附帶控訴モ亦成立セサルヲナル但主タル控訴成立セサルモ附帶控訴カ第二百五十二條ノ期間内(第本條判決アル迄ニ非ス)ニ申立テアルトキハ獨立ノ控訴トシテ成立スヘキナリ

○第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ期間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

○第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

控訴ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲ス可シ

○第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ取消ス可シ此場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留

狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其裁判所ニ差戻ス可シ

(註) 控訴ノ判決ニ二種アリ

(甲)控訴棄却ノ判決 (一)控訴期間經過後ニ控訴ヲ申立テタルトキ 控訴ハ許スヘカラスアルトキモ亦然リ假令被告人ヨリ免訴ノ言渡ニ對シ抗訴ヲ申立ツルカ如キ是ナリ此場合ニハ本案ニ立入ラス即原裁判ノ當否ヲ取調フルヲ待タスシテ判決ヲ以テ棄却ノ言渡ヲ爲スヘキナリ (二)控訴ノ申立有効ニシテ控訴裁判所之ヲ受理シタルモ控訴申立人出頭期日ヲ懈怠シテ出頭セザルトキ 此時ニモ原裁判ノ當否ヲ取調フルニ及ハスシテ棄却ノ言渡ヲ爲スヘシ (第二十二十六條) (三)控訴ノ理由ナキトキ 控訴ノ申立有効ニシテモ原判決ハ事實上法律上一點ノ瑕疵ナキトキハ其控訴ヲ棄却ス此判決ハ本案ニ立入リタル結果ニシテ之ヲ實體上控訴棄却トイヒ前二者ヲ形式上控訴ノ棄却トイフモ差支ナカラシカ

(乙)原判決取消ノ判決 (一)控訴ノ理由アルニ由リ原判決ヲ取消ストキ 原判決ニ事實上又ハ法律上ノ瑕疵アリテ控訴ノ申立正當ナルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ第二審トシテ判決ヲ與フヘキナリ (二)原裁判所ノ管轄違ナルニ由リ原判決ヲ取消ストキ 犯罪ノ種類犯人ノ身分犯罪ノ土地等ニ由リ裁判所ノ管轄ヲ異ニスルハ已ニ説示シタル處ナリ控訴裁判所ハ控訴申立ノ趣旨管轄違ニ在リタルト否トキ問ハス原裁判所カ管轄違ナルトキハ

職權ヲ以テ其判決ヲ取消シ更ニ正當管轄ノ裁判ヲ受ケシメシカ爲之ヲ檢事ニ交付スヘキナリ (三)原裁判所ノ正當管轄ナルニ由リ原判決ヲ取消ストキ 原裁判所ハ元來正當ノ管轄ナルニ管轄違ナリト言渡シタル判決(第二十二條)ヲ下シ由テ控訴アリタルトキハ原判決ヲ取消シ其裁判所ニ差戻スヘシ原裁判所ハ本案ニツキ裁判ヲ與ヘサルヘカラス(第一審タルヲ勿論ナリ)

○第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其事件ニ付キ第一審トシテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ但事件重罪ナルトキハ第二十四一條ノ規定ニ從ヒ處分ス可シ

(註) 控訴裁判所ニ於テ一審裁判所カ正當管轄ニ非ルヲ認メタルトキハ其判決ヲ取消シ正當管轄ノ裁判ヲ受ケシメシカ爲メニ之ヲ檢事ニ交付スヘシト雖若區裁判所ノ判決ニ對シテ地方裁判所カ控訴ヲ受理シタルニ區裁判所ノ正當管轄ニ非スシテ地方裁判所ニハ第一審ノ裁判權ヲ有スルヲ認メタルトキハ原判決ハ固ヨリ之ヲ取消スヘキモ之ヲ檢事ニ交付セシメテ直チニ本案ニツキ裁判ヲ爲スモノトセリ是レ無益ノ手續ヲ省クカ爲メナリ而シテ此本案ノ裁判タルヤ第一審タルヲハ明丁ナリ但事件重罪ナルトキハ第二十四一條ニ從ヒ鄭重ノ手續ヲ行フヘキヤ論ヲ俟タス

○第二百六十四條 控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ

重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ判決ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲シシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セザルトキハ第二百三十七條第二項ノ規定ニ從ヒ裁判長ノ權職ヲ以テ辯護人ヲ選任ス可シ

(註) 地方裁判所ノ輕罪トシテ爲シタル判決ニ對シ其事件重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキ(此控訴ハ主タルト附帶タルトトテ問ハス檢事ヨリ控訴アリタル場合ト想像スヘシ實ニ被告人カ輕罪トシテ爲シレタル判決ニ對シ重罪ナリトノ控訴ヲ行フ理由ナク且之ヲ許サ、ルヘキナリ)又ハ控訴院ニ於テ其事件ヲ重罪ナリト認メタルトキハ第二百四十一條ノ規定ヲ準用スヘシ其豫審判事ニ事件ヲ送致スルノ規定ナキハ控訴院ニハ豫審判事ナキヲ以テ受命判事ヲシテ其報告ヲ爲サ、ムルコトナシタルナリ

○第二百六十五條 被告人辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス

被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

(註) 凡ソ裁判所ハ事實ト法律トニ依リ相當ノ判決ヲ爲スヘキハ當然タリ然ルニ本條ニ於テハ控訴ノ判決ニ對シ一個ノ制限ヲ設ケ以テ被告人ヲ保護スルノ規定ヲ設ケタリ被告人辯護人法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ其控訴ハ單ニ原判決(刑ノ言渡)ヲ重キニ

過クルカ又ハ全ク無罪又ハ免訴スヘキモノト爲スコ由ル然ルニ控訴裁判所カ原判決ヲ變更シテ一層被告人ニ不利益ナル判決ヲ與フルハ不告不理ノ原則ニ反シ且上訴ハ地位ヲ更カシ好ナラシムルモ下惡ナラシムコトナシ格言ニ違背スヘシ又被告人ノ利益ノ爲メニ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキモ亦然リ然ラズンハ檢事ノ好意ハ却テ被告人ニ不利益ヲ與フルコトナルヘシ

然レトモ檢事ヨリ原判決ノ輕キニ失スルコト主張シ(主タル控訴ヲ附帶控訴トテ問ハスタルトキハ檢事ハ一ニ裁判ノ公平ヲ維持シ以テ公益ヲ保護スルニ在リ故ニ此場ニハ控訴裁判所ハ被告人ノ不利益ヲ問ハス(假令一方ニ於テハ被告人等控訴シタル)又檢事ノ意思ニ拘ハラズ一ニ事實ヲ法律ニ由リ相當ノ判決ヲ爲スヲ得ヘキナリ

○第二百六十六條 控訴申立人出頭セザルトキハ闕席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却シ相手方出頭セザルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ闕席判決ヲ爲ス可シ

(註) 本條ハ控訴權拋棄ノコトヲ規定ス控訴審理ノ日ニ於テ控訴申立人ノ出頭セザルハ全ク自己ノ權利ヲ拋棄スルモノト云ヘシ此時ニハ相手方ノ意見ヲ聞クヲ要セス當然闕席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却スヘキナリ然レドモ被控訴人出頭セザルトキハ申立人ノ意見ヲ聞キ闕席判決ヲ下スコトヲ得(木案ニツキテ)但必ラスモ申立人ヲ勝訴セシムルトイフニアラズ控訴申立理由ナキトキハ之ヲ棄却スルコトヲ得ヘシ又被控訴人ノ闕席者モ故障ヲ申立ツルコトヲ得ヘキナリ

第三章 上告

上告トハ第二審ノ判決ニ對シ其法律ニ違背ナルヲ理由トシ直近上級裁判所ニ不服ヲ申立ツル方法ナリ故ニ事實ノ點ハ第二審ニ於テ確定シ唯法律適用ノ誤謬ヲ更正スルノ目的ニ出ツルナリ

○第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

(註) 上告ヲ爲スコトヲ得ヘキモノ(一)地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ヲシテ與ヘタル本案ノ判決(二)同上第二百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決此二種ニ限ル地方裁判所ハ第二審トシテ裁判スルコトアリ(區裁判所カ第一審タルトキ)此時ノ上告裁判所ハ控訴院タルナリ之ニ反シテ控訴院ハ第二審タルトキ(地方裁判所カ第一審タルトキ)ハ大審院ニ向フテ上告ヲ爲スコトヲ得故ニ上告裁判所ハ大審院若クハ控訴院ナリトス

○第二百六十八條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコト理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

○第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背シタルモノトス

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ
第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除外セラレタル刑事裁判ニ參與シタルモ但思慮ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除外ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第三 刑事思慮セラレ其思慮ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラズ裁判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違テ不當ニ認メタルトキ

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セザルトキ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カザルトキ

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サズ又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ

第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセザルトキ

第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ

第十 擬律ノ錯誤アルトキ

(註) 上告ハ原判決事實認定ノ當否ニ於テスルヲ得ズ唯或事實ヲ認定シ之ニ法律ヲ適用スルコト方リテ瑕疵アルヲ理由トスルニ止マル第二百六十七條第一項ハ訊ク此原則ヲ示シ第二項ハ法律違背ノ定義ヲ示シ而シテ次條ニ於テ其通例ヲ示シタリ

第一云々 裁判所構成法ニ從ヒテ裁判所ヲ構成セザル片トハ假令地方裁判所ハ三名控訴院ハ五名ノ判事出席スヘク又檢事裁判所書記ノ立會アルヲ要スルニ此等ノ規定ニ違反ス

ルハ被告ノ利益ヲ保護スルノ主旨ニ反スルノミナラス裁判ノ信用ヲ害スヘシ是レ此點ヲ理由トシテ上告ヲ許シ以テ原判決ヲ破毀シテ何ノ効果ヲモ生ゼサラシムル所以也

第二云々 判事カ職務執行ヨリ除斥セラル、トハ己ニ第四十條ニ於テ見タル所ナリ故ニ此規定ニ違反シタルトキハ裁判ノ公平ヲ維持スルヲ能ハサルノ嫌アルヲ以テ上告ヲ許シタルナリ然レトモ既ニ忌避ノ申請ヲ爲シ若クハ第四十二條ニ由リ抗告ヲ爲シテ其擇斥ヲ主張シタルモ共ニ棄却モラレタルトキハ其擇斥ハ即チ理由ナキモノナルヲ以テ隨テ不公平ノ嫌アララズ故ニ上告ノ理由トナラサルナリ故ニ法律上職務ノ執行ヨリ擇斥セラル、判事カ職務ニ與カリテ判決ヲ爲シ其迄何等ノ申請又ハ上訴アラザリシ場合ヲ想像スヘシ第三云々 第四十一條ヲ參照スヘシ
第四云々 裁判所カ管轄ヲ不當ニ認メタルトキトハ裁判所カ法律ニ負キ自カラ管轄違ナリト言渡シ又ハ言渡ヲナサ、ルモ單ニ管轄ニ非ル裁判所カ裁判ヲ爲シタル場合ヲ云フ管轄違ヲ不當ニ認メタルトキトハ法律ニ違ヒテ管轄違ノ言渡又ハ正當管轄ニ非ル裁判所ニ事件ヲ移ス、言渡ノ如何ヲ云フ蓋此裁判管轄ハ公益ニ關スルヲ以テ嚴密ニセサルヘカラサレハナリ
第五云々 本條第六條ノ理由ナキニ公訴ヲ受理セズ又ハ其理由アルニ公訴ヲ受理スルハ法律ニ違背スルヤ言ヲ俟タス

第六云々 本法ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ命ジタル場合ニ於テ之ヲ聽カサルトキハ法律ニ違背スルヲ以テ上告ノ理由トナル也其各場合ハ讀者ノ搜索ニ委ヌヘシ
第七云々 (甲) 請求ヲ受タル事件ニ付キ判決ヲ與ヘサルハ告則必理ノ原則ニ違背シ(乙) 請求ヲ受ケサル事件ニ付判決ヲ與フハ不告不理ノ原則ニ反ス甲ニハ例外アルコトナシト雖乙ニハ例外ノ場合アリ例辯論中發見シタル附帶犯罪ノ事件又ハ公訴費用負擔ノ判決ノ如キハ裁判所ノ職權ヲ以テ審理判決スルヲ得必ラスモ檢事ノ公訴アルヲ要セズ
第八云々 審判公行ハ憲法上ノ原則ナリ故ニ密行スルトキ上告スルヲ得ヘシ但辯論ハ公安風俗ヲ害スルトキハ特ニ公開ヲ禁止スルノ言渡ヲ爲シタル上密行スルヲ得ヘシ然レト何レノ場合ナ開ハス判決言渡ハ必ス之ヲ公開ス故ニ此規定ニ反シタルトキハ上告ノ理由トナルナリ
第九云々 裁判ニハ必ラス事實ト法律トニ由リ其理由ヲ兩ツナカラ明示セサルヘカラス故ニ理由不備又ハ理由齟齬ノ如キ上告ノ理由トナルナリ
第十云々 擬律ノ錯誤トハ事實ニ相當セサル法律ヲ適用シタルモノニ無罪ノ事實ヲ有罪ト斷定シ或ハ事實ニ不當ノ刑ヲ言渡スカ如キナ云フ
○第二百七十條 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト雖モ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス
(註) 本條前二條ノ例外ヲ定ム茲ニ注意スヘキハ被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受タルトキ

ハ被告人ハ何等ノ理由アルモ上訴スルヲ得ス是レ利益ナケレハ訴權ナシトノ理由アルヲ以テナリ故ニ本條ハ檢事ノ一方ニ就テ規定シタルモノト解釋セサルヘカラス被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定トハ斷罪ノ証憑物件ハ必ラス被告人ニ示スヘキカ如キ被告人ヲテ最終ニ供述セシムルカ如キ重罪事件ニハ必ラス辯護人ヲ附スルカ如キヲ云フ是レ被告人ノ利益ヲ圖リ冤罪ヲ被フルナカラシメノカ爲メニ外ナラス故ニ其規定ニ從ハサルモ無罪免訴ノ言渡アリタルトキハ法律カ此規定ヲ設ケタル主旨ニ違反シタルコトナシ故ニ檢事ハ之ヲ理由トシテ上告スルヲ得サルナリ(土地ノ管轄違モ亦然リ)然レトモ此規定ニ負キテ有罪ノ言渡アリタルトキハ被告人ハ勿論檢事モ亦上告スルヲ得ヘシ又無罪又ハ免訴ノ言渡アリテ公益ニ關スル規定ニ違背シタルトキハ檢事之ヲ上告スルヲ得ルハ勿論ナリトス

○第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

○第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタルトキハ勾留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス

○第二百七十三條 上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ趣意書ヲ差出ス可シ

裁判所ハ上告申立及ヒ趣意書ヲ受取リタルヨリ二十四時間内ニ之ヲ相手方ニ送達ス可シ(註) 上告ニ申立書ヲ要スルハ控訴ノ場合ト同一ナルモ上告趣意書ヲ要スルハ元來上告ハ

辯護士訴訟ニシテ本人出廷シテ上告ノ趣旨ヲ供述スルモノニ非ス故に原案ノ法律ニ違背スル點ヲ明示スルノ必要アルナリ

○第二百七十四條 相手方ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタル日ヨリ五日内ニ答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

裁判所ハ其答辯書ヲ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ上告申立人ニ送達ス可シ

○第二百七十五條 檢事ヨリ差出スコキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ差出シ一通ヲ相手方ニ送達ス可シ

私訴ノ判決ニ對シ其訴訟關係人ヨリ差出スコキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ニ付テモ亦同シ

○第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

○第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スコシ

○第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルトキ附帶上告ヲ爲スコトヲ得
上告裁判所ノ檢事モ亦附帶上告ヲ爲スコトヲ得

○第二百七十九條 上告申立及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得
重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢事ヨリ重罪ノ刑ニ該ル可キモノトシテ上告

ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者自ラ辯護士ヲ選任セサルトキハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

(註) 上告ハ控訴ト異ナリ書類上告趣意書答辯書辯明書ニ依テ裁判ヲ爲スヲ得然レトモ尙ホ辯論ヲ必要トスル場合ニハ辯護士ヲ差出スヲ得ヘシト雖辯護士ニ非ル被告本人ハ出頭スルヲ得ス故ニ辯護士ヲ差出サ、ルカ辯護士ニ非ル被告本人出頭シタルトキハ辯論ヲ用ヒス書正ニ依リテ判決ヲ爲スナリ(二八四)此規定ハ重罪事件ニ適用スヘカラス蓋シ必ラス辯護士ヲ要スルハ上告ハ法律違背ノ點ニ限リ事實如何ヲ問ハサルヲ以テ法律ハ精純スル辯護士ニ非ンハ辯護スルヲ得ス且又被告本人ノ訊問ヲ要セサルナリ

○第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ付ス可カラズ

(註) 受命判事ハ唯書類取調ノ任ヲ負フモノニシテ決シテ自己ノ意見ヲ露ハスヘカラス凡ソ判事ハ會議ノ時ニ非スンハ其意見ヲ述フヘカラス是レ豫斷ノ弊ヲ防クカ爲メナリ

○第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ差出スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ辯明書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタルトキハ之ヲ其報告書ニ添フ可シ

○第二百八十二條 裁判所書記ハ庭開ヨリ三日前ニ開庭ノ期日ヲ上告申立人及ヒ相手方ノ辯護士ニ報知ス可シ

○第二百八十三條 開庭ノ日ヨハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀ス可シ

檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ

私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

○第二百八十四條 上告申立人又ハ相手方ヨリ辯護士ヲ差出ササルトキハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ

○第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ナキトキ又ハ法律上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起ササルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ

(註) 一本條以下ニハ上告ノ判決種類ヲ示ス

(甲)上告棄却ノ判決 (一)上告ノ理由ナキトキ(二)法律上ノ方式ニ違背スルトキ(三)上告期間内ニ於テセサリシトキ

○第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

○第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタル件ニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス可シ

(註) (乙)原判決破毀ノ判決 前條(一)(二)(三)ノ條件ヲ具備シタルトキハ上告アリタル部分ヲ破毀シ其事件ヲ原裁判所ニ接近シタル他ノ同等ノ裁判所ニ移送スルナリ但此移送ニハ或例外アリ即原判決ヲ破毀シタル上直チニ判決ヲ爲ス場合之ナリ(イ)擬律ノ錯誤ニ

由リ原判決ヲ破毀シタルトキ此時コハ事實ハ全ク確定シテ唯之ニ問擬スル法律ノ適否ヲ
斷定スルヲ以テ他裁判所ニ移送スルノ必要ナク直チニ判決ヲ與ヘ以テ正當ニ法律ヲ適用
スヘキナリ(ロ)法律上受理スヘカラサル公訴ヲ受理シタルニ由リ原判決ヲ破毀シタルト
キ

第六條ノ原由ハ已ニ消滅シタル公訴ヲ受理シテ本案ノ判決ヲ與ヘタルニ由リ其判決ハ違
法タルヲ以テ之ヲ破毀スルヲ以テ最早他ノ裁判所ニ其事件ヲ移送スルヲ要セス直チニ免
訴ノ言渡ヲ爲スヘキナリ

○第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアルト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ホササル
トキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナシ又々其手續ヲ破毀ス可シ

○第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シテ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部
分ヲモ破毀ス可シ

擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルコト因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタ
ルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被告人ニモ及ホス可シ

(註) 不告不理ハ訴訟手續ノ根本トモ云フヘキモノナリ然ルニ本條第一項ハ此原則ニ違背
セシカ如シ然レトモ他ノ部分ニ關係ヲ及ホサ、ル場合ニ此原則ヲ用フヘキモ他ノ部分ニ
關係ヲ及ホス場合ニハ勢ヒ之ニ及ホサ、ルヲ得ス例之原判決ニ於テハ詐欺取財ノ罪アリ
トシテ刑ノ言渡ヲ爲シ且其損害ヲ被告者ニ辨償スヘキ言渡ヲ爲サシコトニ對シ原判決ハ

其物品ノ被告人ノ所有タル事實ヲ認メテ詐欺取財ニ屬シタルハ不法ナリトシテ上告ヲ
シタルニ其上告ヲ理由アリトシ原判決ヲ破毀シタリトセシ私訴ノ判決ニ付テハ別ニ上告
ヲ爲サ、ルヲ以テ之ヲ破毀セザランカ其物品ハ被告人ノ所有タルニ拘ハラズ其損害ヲ他
人ニ賠償スルカ如キ結果ヲ生スヘシ故ニ上告セサル部分ト雖上告ノ部分ニ關係アルトキハ
尙ホ之ヲ破毀セザルヘカラサルナリ

其同被告人ノ一人カ上告ヲ爲シタル利益カ上告ヲ爲サ、ル他ノ共同被告人ニ及フ場合ハ
(一)被告人ノ利益ノ爲メ判決ヲ破毀シタル場合 被告人ノ不利益ニ於テモ他ノ共同被告
人ニ其害ヲ及ホストキハ上告ヲ爲サ、ル被告人ハ上告ヲ爲シタル被告人ノ爲メ却テ害ヲ
受ケルノ結果ヲ生スヘシ故ニ破毀ノ効力ハ唯利益ノ時ニアラサレハ他ニ及ホスナシ(ハ
二)擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルトキ原判決ヲ破毀スル場合此場合ハ上告
裁判所ハ直チニ判決ヲ爲スナラバ已ニ見タル所ナリ隨テ其破毀ノ効力カ共同被告人ノ利益
トナルヤ否ヤハ此二箇ノ場合ノ外得テ知ラヘカラサルヲ以テナリ(此他原判決破毀ノト
キニハ他ノ裁判所ニ於テ第二審トシテ事實ヲ審案シ法律ヲ適用スル等凡テ控訴ノ手續ヲ
用フ)

○第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可キトキハ
原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ
民事部ニ移ス可シ

○第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ亦之ヲ準用ス

○第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トヲ問ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得

非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ付キ判決ヲ爲スコトヲ得
(註) 本條非常上告ヲ規定ス非常上告ノ何者タルヤハ

(一) 第一審又ハ第二審ノ確定判決ニ對スルヲ 判決確定セサルハ通常ノ上訴ニ由リテ其誤謬ヲ矯正スル方法アルヲ以テ非常上告ヲ用フルヲナシ

(二) 法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルニ由リ被告人ノ利益ノ爲メニスルヲ 故ニ被告人ノ不利益ノ爲メニ確定判決ヲ動かスヲ得ス

非常上告ヲ爲ス者ハ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ職權ヲ以テ又ハ司法大臣ノ命ニ由テ之ヲ爲スモノトス法律何時ニテモトアルヲ以テ刑ノ消滅後ト雖之ヲ行フヲ得ヘク罰金没収ノ刑ハ之ヲ回復スルヲ得ヘク徒刑ノ如キハ執行ヲ終リタル後ハ回復ノ道ヲシト雖名譽ハ回復スルヲ得ヘク殊ニ公權剝奪ノ附加刑ハ之ヲ取消スノ利益アルナリ

第四章 抗告

抗告トハ豫審又ハ公判ノ決定ニ對シテ爲ス所ノ上訴ニシテ法律ノ特定シタル場合ニ限ル
○第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

(註) 今本法ニ於テ抗告ヲ許シタル場合ハ第四十二條第百十八條第百廿六條第百三十六條第百卅八條第百九十四條二百五十五條二百七十六條等ニ就キ見ルヘシ

○第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所長其裁判ヲ爲スコトヲ得

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

○第二百九十五條 抗告ノ期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トス

○第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫審判事ニ差出ス可シ

其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ不服ノ點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告申立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟記録ヲモ送致ス可シ

○第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ抗告ノ裁判ヲ爲スコトヲ得

○第二百九十八條 豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判所ニ於テ必要ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

○第二百九十九條 抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又抗告ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲

シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕クトキハ其抗告ヲ棄却ス可シ

○第三百條 抗告裁判所ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ自ラ更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却ス可シ

(註) 別ニ説明ヲ待タズシテ明瞭ナルヘシ

第六編 再審

再審ノ訴トハ被告人ノ利益ノ爲メ特別ナル事實ノ覆審ヲ求ムルカ爲メ確定判決ニ對シテ爲ス異常例外ノ上訴ナリ

○第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確証アリタルトキ

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スニテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

第六 判決ノ憑據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ覆棄若クハ廢

毀セラレタルトキ

(註) 再審ノ訴ヲ爲スニハ左ノ條件ヲ具有スルヲ要ス

(一)確定判決ニ對スルニ 判決確定セザルトキハ通常上訴ノ方法ニ由ルヲ得ルヲ以テ再審ヲ用フルヲナシ(二)重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メニスルヲ(三)法定

ノ理由アルヲ再審ノ訴ハ異常例外ノ方法ナルヲ以テ汎ク之ヲ許スヘキニアラス法律ニ定メタル理由アルトキニ限リ之ヲ許スモノトス其理由ハ左ノ六箇ノ場合ニ限ル

第一云々 此場合ニハ被告人ハ全ク無罪ナリト速了スヘカラス或ハ殺人犯ノ未遂ニ止マルカ或ハ他人ヲ殺害シタルモ知ルヘカラス然レトモ其被害者トシ認メラレタル者ヲ殺シタルニ非ルハ分明ナリ故ニ原判決ニハ非常ノ瑕疵アルヲ以テ其ノ錯誤ヲ改正センカ爲メニ事實ノ覆審ヲ爲サルヘカラス

第二云々 全一事件ニツキ共犯ニ非ル以上ハ數人其罪ヲ犯スヘキ理ナシ然ルニ同一事件ニツキ共犯ニ非スニテ別個獨立ニ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノアルトキハ其一人ノ無罪タルヘキヤ疑ヲ容レズ是事實覆審ノ要アル所以也

第三云々 犯罪アル當時ニハ被告人其場所ニ在ラザリシヲ公正證書ヲ以テ證明シタルトキハ再審ノ訴ヲ爲スヲ得其證明ニハ私署證書ヲ援用スルヲ得ス公正證書ヲ要スルハ其記事及日付ノ確實ナルヲ望ムニ在リ而シテ其公正證書ノ作製バ犯罪以前ニ在ルヲ要スルハモシ犯罪後ノ公正證書ヲ以テモ證明スルヲ許ストキハ被告人ニ於テ其罪ヲ免カレン

カ爲メ詐僞ヲ以テ之ヲ作爲セシメタルヤモ知ルヘカラサレハナリ

第四云々 證人鑑定人通事等詐僞ノ供述ヲ爲シ或ハ判事檢事等賄賂ヲ收受シ以テ被告人ヲ陷害シタル罪(被告人ヲ曲庇スルモ犯罪ヲ構成スルハ勿論ナリト雖再審ノ理由トナラス再審ハ被告人ノ利益ノ爲ニスルモノナレハナリ)ニ由リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アルトキハ未タ必ラスシモ被告人ヲ無罪タラシムルニ足ラサルモ其判決ノ事實ニ反スルハ疑ヲ容レヌ是再審ノ訴ヲ許ス所以ナリ

第五云々 訴訟記録トハ豫審調書公判始末書等罪ノ有無輕重ヲ裁斷スルニ必要ノ書類ヲ云フ若シ此書類ニ錯誤又ハ偽造アリタルトキハ其判決事實ニ反スルヤ言フ俟タス是レ再審ノ道ヲ與フル所以ナリ但其偽造又ハ錯誤ハ公正證書ヲ以テ證明スルヲ得ルハミ私署證人證等ヲ援用スルモ無効ナリ

第六云々 刑事判決ノ憑據トナリタル民事上ノ判決カ他ノ確定トナリタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキハ勢刑事ノ判決ニモ至大ノ關係ヲ及ホサ、ルヲ得ヌ是事實ノ再審ヲ要スル所以ナリ

○第三百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

- 第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事
- 第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事
- 第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事

但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲ス可シ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

(註) 再審ノ訴ヲ爲ス者

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事トハ確定シタル判決ヲ與ヘタル裁判所ノ檢事ニシテ第一審ト第二審トヲ問ハス

第二 右裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事(判決第一審ニ於テ確定シタルヲ想像ス)

第三 右裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事(判決第一審若クハ第二審ニ於テ確定シタルヲ想像ス)

第二第三ハ上級裁判所ノ檢事ハ下級裁判所ノ檢事ヲ監督スル任アルヲ以テ此權限ヲ有ス而シテ上告裁判所ノ檢事ハ司法大臣ノ命令ニ由リテ之ヲ爲ス可アリ(職權ヲ以テスルヲ得ヘキハ勿論)蓋此等檢事ハ刑事ノ原告タル資格ヲ以テスルニアラス公益ヲ保護スル職掌アルニ由テ此權限ヲ有スルナリ

第四云々 刑ニ喋々ヲ要セス

第五云々 親屬ニ此權限ヲ與ヘタルハ死者ノ冤ヲ雪キ名譽ヲ回復セシメンカ爲メナリ

○第三百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラヌ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

(註) 刑ノ消滅ニ拘ハラヌ(刑ハ刑ノ執行時効特赦等ニ由リテ消滅ス)之ヲ許ス所以ハ再審

ノ罪消滅セシムルヲ以テ目的トシ且被告人ノ名譽ヲ回復シ又ハ私訴ノ責任ヲ免レシムル等ノ効果ヲ生スルヲ以テナリ

○第三百四條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原判決ノ謄本及ヒ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ差出ス可シ
原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サントスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ

○第三百五條 上告裁判所ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

○第三百六條 上告裁判ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ聞キ判決ヲ爲ス可シ

○第三百七條 上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲ス可キコトヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可シ其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

○第三百八條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁判所ニテ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク原判決ヲ破毀ス可シ

○第三百九條 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示ス可シ

(註) 讀ンテ明文ノ如ク必ラスシモ余ノ續述ヲ要セサルナリ

第七編大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

構成法第五十條ニ依レハ刑法皇室ニ對スル重罪輕罪及國事ニ關スル重罪皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ場合ハ之ヲ大審院特別權限ニ屬シ大審院之ヲ管轄ス大審院ハ日本全國唯一箇ヲ設クルヲ以テ土地ノ區劃ニ關スル管轄問題ヲ生スルヲナシ蓋シ其事件重大ニシテ國家ノ安寧秩序ニ關スルヲ又ハ其身分ノ極メテ高貴ナルヲ他ノ犯罪ノ比ニアラス故ニ特別ニ鄭重慎重ノ手續ヲ要スルヲ、ナシタルナリ故ニ本編規定ハ全ク通常訴訟手續ノ特別例外ニシテ此以外ハ尙ホ通常ノ規定ヲ準用スヘキモノタリ

○第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其捜査ヲ爲ス可シ

地方裁判所區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ捜査ヲ爲シ檢事總長ニ報告ス可シ

(註) 捜査權ハ全ク之ヲ檢事總長ノ責任トナシタルハ手續ノ鄭重ヲ表スル所以ナリ然レトモ實際檢事總長一人ノ能ク爲シ得ヘキモノニアラス故ニ其他ノ檢事及司法警察官モ亦此犯罪ニツキ捜査ヲ行ヒ之ヲ檢事總長ニ報告スルヲ、ナリタリ是レ通常捜査ノ例外トス

○第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第四百十四條及ヒ第四百十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫

審處分ヲ爲スコトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

(註) 檢事司法警察官ノ爲ス現行犯ノ豫審ニツキ豫審判事ニ通知スルヲ要セサル所以ハ元來豫審判事ハ地方裁判所ニ限リ設ケタルモノニシテ大審院ニハ豫審判事ナク爲メニ通知スヘキ者ナク且此等事件ノ豫審ハ地方裁判所豫審判事ニ通知スルノ理由ナキヲ以テナリ

○第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ証憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ檢事總長ニ送致ス可シ

○第三百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴ス可キモノト認メタルトキハ豫審判事ニ命ス可キコトヲ大審院長に請求ス可シ

(註) (一)其事件大審院特別權限ニ屬シ(二)且起訴スヘキモノト認ムルトキハ檢事總長ハ必ラス豫審判事ノ命スヘキヲ大審院ニ請求セサル可ラス即豫審ヲ輕由スルニ非スンハ公判ニ付セラル、トナク且大審院ニハ豫審判事ノ設ケナキヲ以テ各事件毎ニ豫審判事ヲ命スヘキナリ

○第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出ス可シ

(註) 通常ノ豫審ニテハ豫審シタル上他ニ取調ヘテ要スルコトナシト思料シタルトキハ直チニ豫審終結ノ決定(免訴管轄違輕罪公判重罪公判ニ付スルカ)否與フルヲ得レト大審院特別權限ニ屬スル犯罪ニハ鄭重ノ手續ヲ要シ豫審判事一己ノ職權ヲ以テ決定ヲ下ス

許サス唯自己ノ意見ヲ付シテ大審院ニ差出ストシタルナリ

○第三百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致ス可シ若シ特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ

又第三百十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

○第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審、公判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

(註) 前條已ニ述ヘタルカ如ク豫審判事ハ豫審終結ノ決定ヲ與フルヲ得ス本條ニ依リテ大審院之カ決定ヲ與フ(檢事總長ノ意見ヲ聞クヲ要ス)其決定ヲ分チテ(一)事件送致ノ決定(二)管轄違ノ決定(三)免訴ノ決定言渡トス

第八編 裁判執行、復權及ヒ特赦

第一章 裁判執行

○第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

(註) 刑ノ執行ハ單ニ財産ニ止マラス身体生命等ニ關スルヲ以テ一日之ヲ執行シタルトキハ回覆スヘカラサルカ故ニ其判決ヲ確定前ニ於テ之ヲ執行スルヲ得ス而シテ裁判ノ確定

ハ上訴期間ヲ經過シタルカ若クハ上訴ノ方法ヲ極盡シタルカ此二个ノ方法ニ由テ生スル
モノナリ本條ノ規定ハ刑法第五十條ニモ同一ノ條文アリ參考スヘシ

○第三百十八條 死刑ノ言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出ス可シ
司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三日以内ニ其執行ヲ爲ス可シ

(註) 裁判ハ確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行スルヲ得ルヲ本則トスレト之ニハ例外アリ
死刑ノ言渡ハ裁判確定ノ後檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出シ同大臣ノ命令ヲ待
チテ三日内ニ執行スルヲトセリ蓋シ死刑ノ性質タル補償スヘカラサルヲ以テ或ハ司法大
臣ニ於テ檢事ニ命令シ非常上告又ハ再審ノ訴或ハ特赦等ヲ行フアルヲ以テカク慎重ノ
手續ヲ要スルヲ、ナシタルナリ

○第三百十九條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス可シ
體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ通レタル者ニ對シ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ効ヲ
有ス其關席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

(註) 死刑ノ言渡ハ前條ノ特例ヲ設クレトモ其他ノ刑罰ノ裁判確定ノ一事ヲ以テ直チニ之
ヲ執行スルヲ得ルナリ第二項逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ効力ヲ有スルヲ以テ管ニ之ヲ逮捕
シ得ルノミナラス之ヲ勾留スルヲ得ヘキ言ヲ俟タス逮捕狀ノ性質ハ略説明シタルヲ以テ
茲ニ贅セス

○第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル

裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ
罰金、科料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス可シ破壊又ハ廢
棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

(註) 檢事ハ刑ノ執行ヲ監視スルノ職權ヲ有シ而シテ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事第一
審第二審トテ問ハス確定裁判ヲ與ヘタル裁判所ノ檢事(註)之ニ任ス若シ上告アリタル時ハ
上告裁判所ヨリ原裁判所ニ還付シタルトキハ原裁判所ノ檢事他ノ同等ナル裁判所ニ移送
シタルトキハ其裁判所ノ檢事之ニ任シ其指揮ヲ爲スヘキ也第二項第三項ハ讀ンテ明文ノ
如シ

○第三百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作り刑ノ執行規則ニ從ヒ立會テ
爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス可シ

○第三百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行ニ付キ異議ノ申
立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗
告ヲ爲スコトヲ得

○第三百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟ス可キ訴訟費用ニ付キ其判決ノ執行ハ民事訴訟
法ノ規定ニ從フ

第二章 復權

(註) 復權ハ一旦剝奪セラレタル公權ヲ約束ニ回復スルモノニシテ天皇ノ大權ニ屬ス(刑

法第六十五條)故ニ復權ハ重罰ノ刑ヲ受ケタル者ニ非スンハ此法條ヲ適用スルヲ得ス重罪ノ刑ヲ言渡サレタルモノハ終決公權ヲ剝奪スルヲハ刑法第三十二條ニ明示シタル所ニシテ其公權ノ何者タルヤハ同法第三十一條ニ就テ見ルヘシ

○第三百二十四條 復權ヲ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經過シタル復刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣ニ之ヲ爲ス可シ

復權ノ願書ハ現ニ住スル地ノ地方裁判所檢事ニ之ヲ差出ス可シ

○第三百二十五條 復權ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ滿期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタルコトヲ證明スル書類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタル證書

第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

(註) 刑法第六十三條ニ曰ク公權ヲ剝奪セラレタル者ハ主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ經過スル後其情狀ニ由リ將來ノ公權ヲ回復スルヲ得主刑期滿免除ヲ得タル者ハ監視ニ付シタル日ヨリ五年ヲ經過スル後亦同シ第二項第三項ハ説明ヲ要セス

復權ノ願書ニ添付スヘキ書類ハ(一)判決ノ正本 公權ヲ剝奪セラレタル原因ヲ示ス(二)主刑ノ滿期又ハ時効ノ成就シタルヲ證明シタル書類刑法第六十三條ノ期間ヲ經過シタ

ルヲ証明ス特赦ニモ復權ヲ許スヲ以テ特赦ヲ受ケタルトキモ其證書ヲ示スヘキナリ特赦ニ就テハ次章ニ於テ説明スヘキ也(三)假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書 是改過自新ニ由リテ與ヘラレタル恩典ナルヲ以テ復權ヲ請求スルニ方リ有効ノモノタルヤ言ヲ俟タス故ニ之ヲ添付スルノ必要アリ(刑法第四一第五三條參照)(四)此等ノ證書ハ公權ヲ回復スルニ必要ノモノニシテ私益ニ害ナキヲ証明スルモノタリ(五)是願人ノ品行生計ノ如何ヲ取調フル爲メナリ

○第三百二十六條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條ノ書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ檢事長ニ差出ス可シ

○第三百二十七條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復權ノ願ニ關スル書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

○第三百二十八條 司法大臣ハ復權ノ願ニ關スル書類ヲ檢閲シ之ニ意見書ヲ添ヘ速ニ上奏ス可シ

(註) 此三個條ハ之ヲ併説スルヲ便トス檢事ハ之ヲ檢事長ニ檢事長ハ之ヲ司法大臣ニ差出シ司法大臣ハ之ヲ天皇陛下ニ上奏ス是レ復權ハ天皇ノ大權ニ屬スルヲ以テナリ

(註) 本條ハ赦裁ニ由テ復權ノ願ヲ却下シタル手續ヲ示ス

○第三百三十條 復權ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ
又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可犯ノ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本ニ
記入ス可シ

本條ハ復權ノ裁可アリタル手續ヲ示ス

第三章 特赦

(註) 特赦ハ天皇ノ大權ヲ以テ刑罰ノ執行權ヲ拋棄スルモノヲ云フ而シテ復權トノ差異ヲ
舉ケンニ特赦ハ執行ヲ要スル刑罰即主刑ニ對ス(性命刑自由刑財産刑)ルモ復權ハ附加刑
ノ中公權剝奪ニ對スルノ差異アリ故ニ特赦ハ刑ノ言渡確定シタルトキハ何時コトモ之ヲ
爲スヲ得ルモ復權ハ主刑ヲ終リタル時ヨリ五ヶ年ヲ經過スルニ非スンハ之ヲ爲スコトヲ
得ス又特赦アリタルトキハ赦狀中記載スルニ非スンハ復權ヲ得ス刑法第六十四條其他本
法第三百卅一條以下ニ就キ特赦ト差異アルヲ見ルヘシマタ一々説明ヲ要セサルヘキナリ

○第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事
又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法大臣ヨリ申立ルコトヲ得
監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢事ハ意見書ヲ添フ可シ
特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添ヘ上奏ス可シ

○第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特赦ノ申立ヲ爲スコトヲ得
死刑ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セズ

○第三百三十三條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ
檢事ニ其旨ヲ通知ス可シ

○第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事
ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第三百三十條ノ規定ニ從フ
(註) 附則

監獄則

第一條 監獄ヲ別テ左ノ六種ト爲ス

- 一 集治監 徒刑流刑及舊法懲役終身ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
- 二 假留監 徒刑流刑ニ處セラレタル者ヲ集治監ニ發遣スル迄拘禁スル所トス
- 三 地方監獄 拘留禁錮禁獄懲役ニ處セラレタル者及婦女ニシテ徒刑ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

四 拘置監 刑事被告人ヲ拘禁スル所トス

五 留置場 刑事被告人ヲ一時留置スル所トス但警察署内ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スルコトヲ得

六 懲治場 不論罪ニ係ル幼者及癡癡者ヲ懲治スル所トス

第二條 監獄ハ内務大臣ノ監督ニ屬ス

第三條 集治監(北海道ニ在ルモノヲ除ク)及假留監ハ内務大臣之ヲ管理シ其他ノ監獄ハ警視總

監北海道廳長官府縣知事(東京府ヲ除ク)之ヲ管理ス

第四條 内務大臣ハ隨時監獄巡閱官ヲシテ各監獄ヲ巡閱セシムヘシ一警視總監北海道廳長官府縣知事(東京府ヲ除ク)ハ毎年少クトモ一回所轄ノ監獄ヲ巡閱スヘシ

裁判官ハ時々其裁判所轄内ニ在ル拘置監ヲ巡視スヘシ

檢察官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル監獄ヲ巡視スヘシ

第五條 府縣會議員ハ臨時其縣所轄ノ監獄ヲ巡見スルコトヲ得

第六條 新ニ入監スル者アルトキハ典獄先ツ令狀又ハ宣告書ヲ査閲シテ之ヲ領シ其價取證ヲ取致シ來リタル者ニ交付シタル後入監シムヘシ其文書ナクシテ引致セラレタル者ヲ入監セムルコトヲ得ス

第七條 在監ノ婦女其子ヲ乳養セント請フトキハ其齡滿三歳ニ至ル迄之ヲ許ス

第八條 新ニ入監スル者ノ携有スル財貨物件ハ典獄悉ク點檢シテ之ヲ領置スヘシ

第九條 水火風震等非常ノ變災ニ際シ監獄圍内ニ於テ避災ノ手段ナシト考定スルトキハ典獄ハ其狀況ニ依リ在監ノ囚人懲治人及刑事被告人ヲ他所ニ押送シ其災ヲ避ケシムヘシ若シ押送スルノ違ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放ニ遵ヒタル者ハ其時ヨリ二十四時以内ニ監獄署又ハ警察署ニ其旨ヲ申出ツヘシ

第十條 滿期ノ者ヲ解放スルハ其滿期ノ翌日午前十時ヲ過クヘカラス

第十一條 囚人ハ各罪質ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス

一 滿十二歳以上十六歳未滿ノ者

二 滿十六歳以上二十歳未滿ノ者

三 滿二十歳以上ノ者

四 滿十六歳以上二十歳未滿再犯ノ者

五 滿二十歳以上再犯ノ者

第十二條 懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其監房ヲ別異ス

一 滿八歳以上十六歳未滿ノ者

二 滿十六歳以上二十歳未滿ノ者

三 滿二十歳以上ノ者

第十三條 刑事被告人ハ各罪質ニ從テ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス

一 滿十二歳以上十六歳未滿ノ者

二 滿十六歳以上二十歳未滿ノ者

三 滿二十歳以上ノ者

第十四條 地方監獄拘留監懲治場ノ一區書内ニ在ルモノハ墻壁ヲ以テ之ヲ區畫スヘシ

第十五條 凡ソ監獄ハ男監女監ノ別チ嚴隔スヘシ

第十六條 囚人及刑事被告人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スルトキハ男ト女トヲ分テ時宜ニ依リ戒具ヲ用フルコトヲ得但懲治人ニハ戒具ヲ用ヒス

第十七條 定役ニ服スヘキ囚人ノ作業ハ毎囚ノ體力ニ應シテ之ヲ課シ一日ノ科程ヲ定メテ服役セシムヘシ但科程ノ標準ハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 左ニ記載シタル日ハ服役ヲ免ス

一月一日 元始祭

孝明天皇祭 紀元節

春季皇靈祭 神武天皇祭

秋季皇靈祭 神嘗祭

天長節 新嘗祭

十二月三十一日

父母ノ喪ニ遭フ者ハ三日免役ス

第十九條 無定役囚ニシテ監獄園内ニ於テ自ラ作業ヲ爲サント請フトキハ之ヲ許シ作業ノ種類ハ典獄之ヲ指定ス刑事被告人モ亦之ニ準スルヲ得

第二十條 懲治人ニハ毎日五時以內農業若クハ工藝ヲ教ヘカ作セシムヘシ

第二十一條 役場ハ男女ノ別ヲ嚴隔シ仍ホ定役囚無定役囚懲治人ノ役場ハ各別ニ之ヲ設ケ其中ニ就キ丁年以上ノ者ト未丁年者トヲ區別スヘシ

第二十二條 定役ニ服スヘキ囚人現役一百日ヲ輕レハ始メテ各自ノ工錢ヲ料定シ之ヲ十分シテ重罪囚ニハ其二分輕罪囚ニハ其四分ヲ與ヘ餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス

無定役囚懲治人及刑事被告人ニシテ作業スル者ノ工錢ハ之ヲ十分シテ其六ヲ與ヘ其餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス定役ニ服スル囚人ニシテ科程外ノ作業ヲ爲ス時モ亦之ニ準ス

第二十三條 前條ニ依リ作業者ニ與フヘキ工錢ハ典獄之ヲ領置スヘシ

第二十四條 囚人懲治人及刑事被告人逃走シ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ逃走ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ監獄慈善ノ用ニ充ツ刑死者死亡者ノ領置貨物ニシテ受クヘキ者ナキトキモ亦同シ

第二十五條 囚人及懲治人監署ニ領置ノ貨物ヲ以テ其父母妻子ノ扶助及正當ノ費用ニ充ント請フトキハ典獄其事情ヲ取札シテ之ヲ許可スヘシ
刑事被告人ニ係ルトキハ當該裁判官ノ允許ヲ經ヘシ

第二十六條 囚人又懲治人ノ衣服臥具ハ之ヲ貸與ス但拘留囚ハ衣自ラ着スルコトヲ得

第二十七條 刑事被告人ノ衣服ハ總テ自辨トシ臥具ハ之ヲ貸與ス若シ臥具ヲ自辨セント請フ者アルトキハ之ヲ許ス亦貧ニシテ衣類ヲ自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス

第二十八條 囚人及懲治人一人一日ノ食糧

一 下白米十分ノ四 七合乃至八合 最モ強キ作業ニ服スル者
一 麥十分ノ六 五合乃至六合 作業ニ服スル者

一同

四合 作業ニ服セサル者

一同

三合 十歳未滿ノ幼者

一菜

金壹錢以下

地方ノ便宜ニ依リ粟稗黍薯ノ類ヲ以テ麥ニ代用スルコトヲ得又粟稗黍等ニ乏シキ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ下白米ノミヲ給スルコトヲ得

刑事被告人モ亦前項ニ準ス但自費ヲ以テ食物ヲ購求セント請フトキハ之ヲ許ス

第二十九條 定役ニ服スル男囚ノ髪ハ常ニ之ヲ短薙シ髭鬚ハ常ニ制除セシム

定役ニ服スル女囚ノ梳髮ハ膏ヲ用ヒテ裝飾スルコトヲ許サス

第三十條 囚人及懲治人ニハ教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講セシム

第三十一條 囚人十六歳未滿ノ者及懲治人ニハ毎日四時以內讀書習字算術ヲ教フヘシ

第三十二條 囚人懲治人及刑事被告人現行ノ法律命令書ヲ看ント請フトキハ之ヲ許ス

囚人及懲治人書籍ヲ看ント請フトキハ修身宗教教育及營業ニ必要ナルモノニ限リ之ヲ許ス

刑事被告人書籍ヲ看ント請フトキハ總テ之ヲ許ス但領置外ノ書籍ハ當該裁判官ノ承認ヲ經ヘキモノトス

新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前二項ノ例ニアラス

第三十三條 囚人其親屬故舊ニ信書ヲ贈ルハ一箇月ニ一次懲治人ハ一箇月ニ二次トシ共ニ一通ニ過クルコトヲ得ス但官司ノ訊問等ニ由テ書要ヲ信スルトキ又ハ親屬故舊ニ回答セント請ヒ典獄ニ於テ之ヲ必要ト認メタルトキハ此限ニ在ラス

第三十四條 囚人及懲治人ノ發スル信書又ハ外人ヨリ送リ來ル書信ハ典獄之ヲ檢閱スヘシ若シ書中不正不良ニ涉リ又ハ其改悛ヲ妨クルモノト認ムルトキハ之ヲ發贈付與スルコトヲ許サズ但刑事被告人ニ係ル信書ハ總テ當該裁判官ノ檢閱ヲ經ヘキモノトス

第三十五條 囚人懲治人及刑事被告人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄ノ立會ヲ以テ之ヲ許スヘシ但典獄ニ於テ形跡ノ疑フヘキコトアリト認ムルトキハ之ヲ許サ、ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ受ケタル者ハ裁判言渡アル迄辯護人ヲ除クノ外其現在地ノ裁判所長ノ允許ヲ受クヘク密室監禁者ハ當該裁判官ノ允許ヲ受クヘシ

第三十六條 囚人懲治人及刑事被告人疾病ニ罹ルトキハ病狀ノ輕重ヲ料リ其監房若クハ病室ニ於テ醫療セシム懲治場ニ在ル者ハ情狀ニ由リ其親屬ニ交付スルコトヲ得

第三十七條 囚人懲治人及刑事被告人死亡シタルトキハ典獄看守長醫師ノ立會ヲ以テ之ヲ檢視シ監署ニ於テ速ニ其本籍ニ通知スヘシ其遺骸ハ親屬若クハ故舊ノ之ヲ請フ者ニ下付ス但死亡後二十四時以内ニ在テ其下付ヲ請フ者無キトキハ監署ニ於テ之ヲ假葬シ其姓名ヲ記シタル木

勝ヲ立ツヘシ

刑死者ハ死相ヲ驗シタル後仍ホ五分時ヲ過サレハ其遺體ヲ絞架ヨリ解下シ之ヲ埋葬シ若クハ下付スルコトヲ許サズ

第三十八條 刑事被告人ニ其親屬故舊ヨリ書類書籍用紙衣服臥具其他必要ノ物品又ハ飲食物ヲ贈ラント請フキハ之ヲ許ス但書類書籍ハ當該裁判官ノ檢閱ヲ受クヘシ其密室監禁者ニ係ルハ他物ニ於テモ亦同シ新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前項ノ例ニアラス

第三十九條 囚人及懲治人ニハ現行ノ法律命令書並ニ書籍用紙印紙郵便切手貨幣及內務大臣ニ於テ許可シタルモノヲ除クノ外差入ヲ許サズ但書籍ハ第三十二條ニ記載シタル制限ニ從フ

第四十條 囚人獄則ヲ謹守シ作業ニ勉勵シ且改悛ノ行爲アル者ト典獄ニ於テ確認スルトキハ之ヲ賞譽スヘシ

賞譽セシ者ニハ之ヲ表スル爲メ賞表ヲ與ヘ獄衣ニ縫着セシムヘシ賞表ハ假出獄免幽閉又ハ特赦ヲ具狀スルノ憑據ト爲スコトヲ得

第四十一條 賞表ヲ有スル囚人ハ其監房ヲ區別シテ尋常囚人ト別異シ賞表ノ多寡ニ應ジテ優遇ヲ爲スヘシ

第四十二條 囚人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

- 一 屏禁 晝夜他ノ監房又ハ役場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時間坐作ノ役ヲ課ス
- 二 減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減シ鹽湯二品ノ外菜ヲ與ヘス
- 三 閤室 閤室ニ入レ一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減シ鹽湯二品ノ外菜ヲ與ヘス仍ホ臥具ヲ

禁ス屏禁ハ二月以内減食ハ一週日以内闇室ハ五晝夜以内トス

八

第四十三條

囚人十六歳未満ノ者及懲治人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

- 一 獨愼 晝夜一室ニ獨居セシム
- 二 減食 一日食糧ヲ二合乃至三合ニ減ス

獨愼ハ七晝夜以内減食ハ三日以内トス

第四十四條

減食若クハ闇室ノ罰ニ處スヘキ者アルトキハ醫師ヲシテ診視セシメ身體ニ妨ナキヲ證シテ後之ヲ行フヘシ其處罰中ハ醫師ヲシテ毎日之ヲ視察セシメ醫師ニ於テ身體ニ妨アルヲ證スルトキハ處罰ヲ中止スヘシ

第四十五條

無期徒刑ノ囚人重罪ヲ犯シ若クハ逃走シ又ハ獄舍獄具ヲ破毀シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シタルトキハ一年以上五年以下其他ノ輕罪ヲ犯シタルトキハ一年以上一年以下兩脚又ハ一腕ノ鉄ヲ施シ仍ホ鐵丸ヲ屬シタル鐵索ヲ其鉄ニ腰間ニ縲帶セシメ縲帶ノ所ニ下鍵ス其監房ニ在ルモ晝間ハ仍ホ之ヲ施スモノトス

若シ再ヒ重罪ヲ犯シタルトキハ五年以上十年以下前項ノ例ニ照シテ處罰ス

第四十六條

施鉄中ノ者病ニ罹リ醫師ノ診斷ニ依リ鉄ノ解除ヲ必要トスルトキハ一時之ヲ解除スルコトヲ得但解除中經過セシ日數ハ其施鉄期限ニ算入セス

第四十七條

賞表ヲ有スル者處罰ヲ受ケタルルハ其情狀ニ因リ賞表一個又ハ數個ヲ視察スルコトアルヘシ

第四十八條

獄則ヲ犯シ罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ處罰中ト雖モ之ヲ免スルコトヲ得

第四十九條

免幽閉ヲ受ケタル流刑ノ者監署ノ命令ニ違背シタルトキハ七日以内之ヲ拘留スルコトヲ得

第五十條

囚人懲治人及刑事被告人司獄官吏ノ處置ニ處シ苦情ヲ訴ヘントスルトキハ第四條ニ記載シタル官吏巡閱ノ際封書又ハ口述ヲ以テ申告スルコトヲ得

第五十一條

此規則ヲ施行スル方法細則ハ內務大臣之ヲ定ム

第五十二條

此規則ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ適用セサルモノトス

監獄則施行細則

第一章 規程

第一條

此細則ニ於テ在監人ト稱スルハ囚人懲治人及刑事被告人ヲ云フ

第二條

新ニ入監スル者アルトキハ先ツ之ニ番號ヲ付シ一小房內ニ於テ通身ヲ検査シ了リテ名籍ニ其要項ヲ詳録シ仍ホ房內揭示ノ事項ヲ說示スヘシ

第三條

各監房內ニハ在監人ノ遵守スヘキ事項ヲ揭示シ傍訓ヲ施シ解シ易カラシムヘシ其事項左ノ如シ

- 一 在監人ハ互ニ和順ヲ主トシ常ニ教令ヲ謹守スヘシ

九

二 教誨聽聞ノ席ニ就クトキハ愾テ容止ヲ正ラスヘシ 刑事被告人ヲ拘禁スル
二 毎朝常用ノ諸器具ヲ清潔ニシ之ヲ排列シテ點檢ヲ受ケ及席壁厠圍等ヲ掃除スヘシ 監房ニハ此項ヲ除ク
二 窓壁若クハ物件ヲ汚損シ不淨器ノ外ヘ唾ハキ及貯水ヲ濫用スヘカラス
二 房外ニ出タル時ハ他人ト手ヲ交ヘ又ハ濫リニ交談スヘカラス
二 夜間ハ最モ鎮靜ヲ主トシ說話發聲又ハ濫リニ起歩スヘカラス但晝間ト雖放歌喧噪又ハ高聲ニ誦讀シ及隣房ヘ通聲交談スヘカラス
二 許可ヲ得サル物品ヲ監房ニ置キ或ハ勝負ヲ爭ヒ若クハ賭博類似ノ遊戲ヲナシ或ハ他人ニ汚辱ヲ被ラシメ猥褻ニ涉ルカ如キ所爲アルヘカラス
二 服役中其作業ニ關セサル他事ヲ談話シ及服役セサル時間タリトモ部外ノ役場ニ至ルヘカラス

二 許可ヲ得スシテ物件ヲ取授貸借スヘカラス
二 監房ニ於テ異常ノ事アレハ晝夜ニ拘ラス直ニ看守所ヘ通聲スヘシ
二 病者アルトキハ同房ノ者共ニ介保シ看病人タル者ハ切實ニ之ヲ看護スヘシ
第四條 領置ノ貨物ハ其名數ヲ簿冊ニ記載シ典獄之ニ證印スヘシ
領置ノ貨物ハ本人釋放又ハ假出獄免幽閉假出場ノ時之ヲ下付スヘシ
第五條 領置物品中保存ニ堪ヘ難キモノハ本人ヘ告知ノ上之ヲ賣却シテ其代金ヲ領置スルコトヲ得
第六條 入監中外人ヨリ差入タル貨物ニシテ領置スルモノモ亦第四條第五條ノ例ニ依ル

第七條 總テ監房ニ入ル、物品ハ典獄之ヲ點檢シ其危險ノ虞アルモノハ一切之ヲ禁スヘシ

第八條 入監後出房セシメタル者ニ對シテハ還房ノ際通身ノ檢査ヲ爲スヘシ

第九條 通身ノ檢査ハ一人宛之ヲ爲シ他人ヲシテ見セシムヘカラス但役場教誨堂運送及送還等ヨリ一時多人數ヲ還房セシムル場合ハ此限ニ在ラス

第十條 男子ノ檢身ハ看守長臨監シ看守之ヲ行ヒ女子ニ係ルトキハ看守長臨監シ女監取締之ヲ行フヘシ

第十一條 典獄看守長ハ日夜不時ニ監獄ノ内外ヲ巡視スヘシ但看守長ノ巡視ハ一晝夜三回以上タルヘシ

第十二條 典獄ハ看守及女監取締ノ警守受持場ヲ定メ晝夜絶ヘス之ヲ巡警セシムヘシ

第十三條 典獄ハ看守長及看守女監取締ヲシテ常ニ在監人ノ行狀ヲ錄サシムヘシ但押送途中ニ在テハ押送官吏之ヲ錄シテ典獄ニ差出スヘシ

第十四條 看守長ハ毎日二回以上各監房ニ就キ在監人ノ員數ヲ點檢シ毎日一回以上監房ヲ檢査スヘシ

第十五條 囚人及懲治人ノ放免期日ハ入監後典獄直ニ之ヲ調査シテ名籍簿ニ記入シ仍ホ本人ニ告知スヘシ

第十六條 囚人及懲治人ニシテ釋放スヘキ者アルトキハ典獄名籍簿ニ照シテ其氏名等ヲ問糺シ釋放スル旨ヲ言渡スヘシ刑事被告人ニシテ放免保釋及責付スヘキ者アルトキモ亦同シ

第十七條 領置ノ貨物ヲ下付スルトキハ典獄其名數ヲ領置簿ニ照シテ其旨ヲ記シ受取人ヲシテ

證印セシムヘシ

十二

第十八條 刑事被告人ノ中共犯人アルトキハ其監房ヲ別異シ談話通聲スルヲ得サラシメ鐵籠所又ハ他監ニ引致ノトキモ同行セシムルヲ得ス

第十九條 在監人ヲ他監ニ移ストキハ其名籍又ハ宣告書其他必要ノ文書及領置ノ貨物ヲ具シテ送致スヘシ

第二十條 在監人押送ノ際送致スル貨物ハ典獄ニ於テ目錄ヲ作り其貨物竝ニ目錄ハ押送官吏ヲシテ保管セシムヘシ但金錢ハ破錠ノ憂ナキ様嚴緘シ之ニ封印ヲ捺スヘシ

第二十一條 特赦アリタルトキハ典獄ハ速ニ其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所屬長官ハ内務大臣ニ申報スヘシ

第二十二條 特赦免幽閉假出獄ノ申渡ハ其裁可又ハ許可ノ監署ニ達シタル時ヨリ二十四時以內ニ之ヲ爲スヘシ

假出獄ノ申渡ヲ受ケタル者ニハ典獄其證票ヲ與ヘテ最近ノ警察署ヘ護送スヘシ

第二十三條 特赦免幽閉假出獄ヲ申渡シ又ハ賞表ヲ授與スルハ別ニ定ムル方式ニ依ル但賞表ハ免役日若クハ日曜日ニ於テ之ヲ與フヘシ

第二十四條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者ハ監獄近傍ノ地ヲ限リ居住セシメ典獄之ヲ監督スヘシ但土地家屋ナキ者ニハ之ヲ貸與スヘシ

已ムヲ得サル事故アリテ一時限外ニ出ノコトヲ請フトキハ典獄其事由ヲ取糺シテ許可スルコトアルヘシ

第二十五條 免幽閉中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上免幽閉ヲ爲シタル所ノ監獄ニ於テ直ニ其刑ヲ執行スヘシ

第二十六條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者其配偶者又ハ其他ノ親屬ヲ招キテ同居シ又ハ結婚セント請フトキハ典獄其生計ノ方法ヲ取糺シテ許可スヘシ

第二十七條 假出獄中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上現ニ之ヲ管束スル所ノ典獄ニ於テ假出獄ノ停止ヲ言渡シ證票ヲ取上ケ其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所屬長官ハ内務司法兩大臣ニ申報スヘシ

甲地ニ於テ假出獄ヲ許サレタル者乙地ニ於テ停止シタルトキハ乙地典獄ヨリ其取上タル證票ヲ甲地典獄ニ送致シテ其旨ヲ通知スヘシ

前項ニ依リ乙地ニ於テ假出獄ヲ停止シタルトキハ集治監ニ入ルヘキ者ヲ除クノ外其地監獄ニ拘禁シ前刑後刑トモ乙地ニ於テ之ヲ執行スヘシ

第二十八條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル者アルトキハ他ノ者ト別異シ一房ニ一名ヲ拘禁シテ特ニ戒護ヲ嚴ニスヘシ

第二十九條 死刑ノ執行ハ午前十時ヲ過ルヲ得ス其執行中ハ看守ヲシテ嚴ニ刑場ノ門戸ヲ護ラシムヘシ

第三十條 死刑ヲ執行スヘキ者同時ニ二人以上アルトキハ之ニ前後ヲ付シ一人宛執行シ其間他ノ受刑者ヲシテ刑場ニ入ラシムヘカラス

第三十一條 死刑ハ受刑者自衣着用ノ儘之ヲ執行スルコトヲ得

十三

第三十二條 監房ハ看守長ノ立會アルニアラサレハ開扉スルコトヲ得ス但在監人ノ在ラサルト
キハ此限ニ在ラス

第三十三條 囚人ノ監房ニハ疊ヲ敷クコトヲ得ス但病室及拘留囚ノ監房ハ此限ニ在ラス
第三十四條 密室ハ拘置監ニ設クヘシ

密室ハ暗ニ空氣ヲ通セシメ毫モ光線ヲ通セサラシムルヲ要ス
密室及闇室ハ一室一人ヲ限トス

第三十五條 接見室ハ監舎ノ首部ニ設クヘシ

第三十六條 死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ墻壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ

第三十七條 各監房ノ鑰匙ハ彼此適用スヘキ爲メ其製式ヲ同クスヘシ

第三十八條 監房ノ鑰匙ハ常ニ一定ノ場所ニ置キ看守長之ヲ監守スヘシ

第三十九條 看守所ニハ闇室ヨリ鐵線ノ類ヲ通架シ置キ發病等ヲ報スルノ用ニ供スヘシ

第四十條 監獄ニハ防火具ヲ備ヘ置クヘシ

第四十一條 燈火ハ監房外ニ置キ在監人之ニ觸ル、ノ虞ナカラシムヘシ

第二章 役法及時限

第四十二條 定役ニ服スヘキ入監人アルトキハ典獄醫師ヲシテ其貴體ヲ診視セシメテ強弱ヲ分
チ就業簿ニ記入シ其就役スヘキ業名ヲ指定スヘシ

第四十三條 男囚ノ監獄内ノ作業ハ春米工瓦煉化石工石工碎石鍛冶工油絞工耕耘木挽工抄紙工
木工桶工糞工炊事掃除ノ内ヲ擇ムヘシ

女囚ノ作業ハ紡績裁縫機織洗濯ノ内ヲ撰ムヘシ

右ノ外各地方ノ便宜ニ依リ他ノ作業ニ服役セシメントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ得ヘシ

第四十四條 男囚ハ碎石開墾探礦土方石工耕耘運搬若クハ監獄ノ用ニ限り獄外ノ役ニ服セシム

ルコトヲ得其外役ニ服セシムルトキハ鍊鐵ノ鎖ヲ用テ二囚毎ニ聯絆シ晴雨ヲ問ハス笠ヲ用テ

其面ヲ掩ハシムヘシ

外役ノ囚徒ハ一組十人以上二十人以下ト定メ看守一人押丁二人以上ヲシテ之ヲ監セシム但鳥

地ニシテ逃走ノ虞ナシト認ムル場合ニ於テハ此割合ヲ變更スルコトヲ得

第四十五條 定役ニ服スヘキ者刑期五分ノ三ヲ經過シタルトキハ典獄ニ於テ現ニ其監獄ニ在ル

所ノ作業ノ中ニ就キ出獄後自活ノ道ヲ得ヘキト認ムルモノヲ指定スヘシ但刑期一年未滿ノ者

ハ此限ニ在ラス

第四十六條 定役ニ服スヘキ者ハ風雨積雪等ノ爲メ既定ノ作業ニ就ケシメ難キトキト雖他ノ作

業ニ付休役セシムヘカラス

第四十七條 科程ノ了否ハ正午ト罷役前トニ於テ毎日二回之ヲ検査スヘシ

第四十八條 毎日囚人ヲシテ作業ニ就カシムルニ際シ悉ク之ヲ監房外ニ整列セシメ看守長及看

守女監取締點檢ヲナスヘシ還房セシムルトキモ亦同シ

第四十九條 在監人ノ起床ヨリ就寢ニ至ル迄ノ動作時限ハ別表ニ之ヲ定ム但作業ニ依リ已ムテ

得サル場合ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ其時限ヲ伸縮スルコトヲ得

第五十條 起床還房就役罷役就寢其他ノ動止ヲ令スルハ鈴若クハ柝ヲ以テシ全監一齊ニ動止ス

第三章 工錢

第五十一條 各種ノ工錢ハ其他普通ノ傭工錢ニ照シ各自ノ技能ト就役時間トニ應シ一日若干ト定ムヘシ

第五十二條 免役日ニ於テ囚人ヲ炊事掃除病者ノ看護其他監獄ノ用ニ使役スルトキハ科程外ノ工錢ヲ與フヘシ

第五十三條 在監人ニ與フヘキ工錢ハ毎月ノ箇ニ於テ其前月ノ總計金額ヲ本人ニ示スヘシ

第四章 給與

第五十四條 囚人ノ衣類ハ赭色懲治人ノ衣類竝ニ刑事被告人ニ貸與スル衣類ハ淺葱色ヨシテ總テ筒袖トシ長短二種ニ分ツ男ノ通常服ハ長衣就役服ハ短衣トシ女服ハ總テ長衣トス

第五十五條 囚人ノ蒲團ハ赭色懲治人及刑事被告人ノ蒲團ハ淺葱色トシ各自ニ貸與シ二人以上合著セシムルコトヲ得ス

第五十六條 刑事被告人ノ著用スル衣類ニシテ時季ニ適セス又ハ汚穢シテ衛生上ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ貸與ス

第五十七條 在監人ノ衣服ノ外襟及蒲團ニハ自布ヲ縫著シ之ニ其者ノ番號ヲ墨書スヘシ
第五十八條 在監人ニ貸與スル衣類雜具左ノ如シ

通常服

一單衣

一拾

一綿入

一襦袢

就役服

一單衣

一拾

一綿入

一襦袢

一股引

婦女ニハ股引ニ代テ前垂ヲ貸與スルコトヲ得

雜具

一蒲團

一蚊蓆

一莞蓆

一木枕

一帯(長二尺)

一褌(長二尺)

一手巾

二 簞
一 笠
一 履物

以上ノ貸與品ハ地方ノ便宜ニ依リ之ヲ斟酌取捨シ淋瀝補綴シテ其用ニ充ルコトヲ得此他其
鞋用紙ハ之ヲ付與ス

極寒ノ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ足袋ヲ貸與スルコトヲ得

第五十九條 病者ニ貸與スル衣類雜具ハ醫師ノ意見ヲ問ヒタル上典獄ニ於テ變更又ハ増減スル
コトヲ得

第六十條 病者ノ食量ハ醫師ノ診斷ニ依テ之ヲ増減スヘシ

第六十一條 病者ノ攝養ニ効アル飲食物又ハ温ヲ取ル湯藥等ヲ用ユルコトヲ要スルトキハ醫師
ヲシテ其旨ヲ證明セシメ典獄之ヲ考檢シテ許可スルコトアルヘシ

第六十二條 囚人及懲治人作業ニ勉勵シテ食費ヲ償フニ足ルヘキ工錢ヲ得ル者ニハ其請ニ由リ
領置シタル工錢ヲ以テ食物ヲ購ヒ之ヲ給スルコトヲ得但其種類分量ハ典獄豫メ制限ヲ設クヘ
シ

第六十三條 工錢ヲ以テ食物ヲ購給スルハ一月十回以下ニシテ一回金三錢ヲ過ルコトヲ得ス但
其購給費ハ領置工錢ノ半額ヲ過クヘカラス

第六十四條 食用器具左ノ如シ
一 木椀

二 箸

一 飯器

第五十六條 監房常置ノ器具左ノ如シ

一 貯水器並ニ飯器

木製

一 唾壺

木製又ハ竹製

一 便器

木製大小二種但監房側圍ノ接續スルモノニハ此器ヲ用ヒス
草種類ヲ用テ製作セシ軟ナルモノ

一 小箒

木製

一 洗手盆

第五章 衛生及死亡

第六十六條 監獄ハ常ニ清掃シ不潔ナラザラサルヲ要ス

第六十六條 監獄ハ常ニ清掃シ不潔ナラザラサルヲ要ス
監獄内ノ側圍並ニ便器ハ度數ヲ定メテ掃除シ常ニ清潔ナラシムヘシ

第六十七條 病者ノ居室身體衣類臥具等ハ特ニ清潔ニ爲スヘシ

第六十八條 刑事被告人及定役ニ服セサル囚人ハ毎日一時以內監房外ニ於テ運動ヲ許ス

第六十九條 衣類臥具雜具其他ノ物品ハ種類ニ由リ時々熱湯ヲ用ヒテ之ヲ洗ヒ又ハ大氣ニ晒シ

第六十九條 衣類臥具雜具其他ノ物品ハ種類ニ由リ時々熱湯ヲ用ヒテ之ヲ洗スヘカラス

臭氣ヲ去リ出害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混一シテ之ヲ晒洗スヘカラス

第七十條 入浴ノ定度ハ毎年六月ヨリ九月迄ハ五日毎ニ一次以上十月ヨリ五月迄ハ十日毎ニ一
次以上トス

第七十一條 刑事被告人又ハ定役ニ服セサル囚人及拘留囚ノ鬚髮ハ不潔ナラザラサル様梳理セシム

〔ハ〕但鬚髮ヲ剃刈センコトヲ請フ者アルトキハ典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ
第七十二條 髮ヲ短薙セサル者ノ監房ニハ木梳一箇ヲ備ヘ置クヘシ
第七十三條 刑事被告人ノ親屬故舊ヨリ濯濯ノ爲メ其衣類ノ下付ヲ請フトキハ本人ノ承諾ヲ以テ典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ其密室監禁者ニ係ルトキハ當該裁判官ノ允許ヲ經ヘキモノトス

第七十四條 傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ愼密ニスヘシ若シ在監人中傳染病者アルトキハ直ニ隔離室ニ移シ其消毒ヲ嚴ニシ病性及感染ノ形狀ヲ詳悉シ典獄ヨリ所屬長官ニ報告シ且其旨ヲ市町村長及警察署ニ通知スヘシ

第七十五條 傳染病流行ノ際ハ飲食物ノ差入及購給ヲ停止スルコトヲ得
第七十六條 傳染病流行地ヲ發シ若クハ其地方ヲ經過シタル者新ニ入監スルトキハ一週日以上他ノ者ト隔離シ其携有スル物品ハ消毒ヲ行フヘシ

第七十七條 死亡者又ハ刑死者アルトキハ其年月日時ヲ記シ典獄ヨリ親屬ニ通知スヘシ
刑事被告人死亡シ又ハ囚人及ヒ懲治人ニシテ裁判所ノ訊問中ニ係ル者死亡シタルトキハ之ヲ其裁判所ニ申報スヘシ

第七十八條 在監人病死シタルトキハ醫師ノ診案ニ據リ病症及其因由並ニ死亡ノ年月日時ヲ名籍簿ニ記載スヘシ若シ變死シタルトキハ醫師ノ檢案ニ據リ死亡ノ因由及其年月日場所死狀等ヲ名籍簿ニ詳記スヘシ

第七十九條 死者ノ親屬若クハ故舊ニ其遺骸ノ下付ヲ許シタルトキハ其書ヲシテ簿冊ニ署名捺印シテ之ヲ遺骸ヲ假葬スルトキハ棺ニ入テ之ヲ埋メ其上ニ面三寸長三尺五寸ニ過キサル氏名ヲ標ヲ建ツヘシ

第八十條 在監人ノ遺骸ハ假葬シタル後ト雖下付ヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス
第八十一條 在監人死亡シ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ親屬ニ下付ス刑死者ノ貨物モ亦同シ
親屬遠地ニ在テ物品ヲ送付スルニ入費ヲ要スルモノハ其物品ヲ販賣シテ代價ヲ遞送スルコトヲ得但遞送費ハ親屬ノ自辨トス

第八十二條 假葬シタル死亡者刑死者ノ遺骸ニシテ滿三箇年ニ至ルモ引取人ナキトキハ更ニ合葬スルコトヲ得但合葬シタルトキハ其基標ニ石ヲ用ユヘシ

第六章 書信及接見
第八十三條 在監人ヨリ發スル書信ハ書信紙ヲ用ヒシメ典獄之ヲ封緘遞送スルモノトス但郵便稅ハ自辨トス

第八十四條 官司ノ訊問ニ由テ發信ヲ要スルニ當リ郵便稅ヲ自辨スルコト能ハサルトキハ監獄費ヲ以テ支辨スヘシ

第八十五條 信書ヲ檢閱スルハ先ヅ直行順讀シ次ニ逆讀斜讀又ハ橫讀シ不正不良ノ文意アルヤ否ヲ詳查スヘシ

第八十六條 在監人接見セント請フ者アルトキハ典獄其氏名身分住所職業及緣由ヲ詳悉シタル上之ヲ許スモノトス

二十一

接見ノ時間ハ三十分ヲ過クルヲ得ス但死刑ノ執行以前及集治監又ハ假留監ニ押送以前ニ係ル囚人ニハ特ニ一時間ノ接見ヲ許スコトヲ得

接見ヲ許シタル者若シ接見ヲ請ヒシ旨趣ニ違フ談話ヲ爲シタルカ又ハ姿貌其他形狀等ヲ以テ相通スルノ形跡アルトキハ之ヲ停止スヘシ

接見ノ際ハ在監人男子ニ係ルトキハ看守長看守立會女子ニ係ルトキハ看守長女監取締立會フヘシ

第八十七條 辨護人トノ接見ハ接見室ニ於テノ談話ニテ事實ヲ盡シ難キトキニ限り訊問所ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得

病囚トノ接見ハ危篤ノ際ニ限り病室ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十八條 在監人接見ノ時限ハ午前八時ヨリ午後四時迄ノ間トス

第七章 差入品

第八十九條 刑事被告人ニ差入ルヘキ飲食物ハ酒及烟草ヲ除キ監獄内ニ於テ炊煮ヲ要セサルモノニシテ一日三回一人一食ノ量ニ限ル

第九十條 總テ差入品ハ看守長立會看守ニ於テ之ヲ検査シ毒氣酒氣又ハ包藏物其他通謀ノ媒介トナルモノナキヤ否ヲ精檢スヘシ但飲食物ノ検査ニハ醫師ヲシテ立會ハシムヘシ

第九十一條 検査ノ爲メ解縫シタル衣類臥具アルトキハ監獄ニ於テ之ヲ原形ニ復スヘシ

第九十二條 免幽閉ヲ受ケタル者親屬故舊ヨリ金錢衣服家具等ノ寄贈ヲ受ケタルトキハ其旨ヲ典獄ニ申告セシムヘシ

第八章 教誨

第九十三條 教誨ハ免役日又ハ日曜日午後又ハ平日罷役後又ハ休役間ニ之ヲ行フヘシ

第九十四條 免役日及日曜日ノ教誨ハ教誨堂ニ於テシ休役間又ハ罷役後ノ教誨ハ被教誨者ノ居所ニ就キ之ヲ爲スモノトス

第九章 賞譽

第九十五條 監獄則ニ依リ賞譽セシ者ニ與フル賞表ニハ曲尺方二寸ノ淺葱色ノ布ヲ用ヒ賞譽セシ毎ニ之ヲ與ヘ上衣ノ左袖臂間ノ表面ニ縫著スルモノトス

第九十六條 賞譽ヲ有スル者ニハ左ノ優遇ヲ爲スモノトス

一 第五十八條ニ定メタル衣類雜具ハ成ルヘク良品ヲ貸與ス

二 書信ハ一箇月ニ二通二次之ヲ爲スコトヲ許ス

三 入浴ハ尋常囚人ニ先キタ、シムルコトアルヘシ

四 賞表二箇以上ヲ有スル者ニハ仍ホ作業ニ勞働稍輕キモノヲ課シ且飯米ノ割合ヲ十分ノ五ニ増加ス

五 賞表三箇以上ヲ有スル者ニハ仍ホ將來生計ノ爲メ作業ノ變換ヲ請ハシムルコトヲ得

六 賞表一箇ヲ得タル者ニハ監獄則第二十八條ニ定メタル外菜ヲ一週ニ一回其二箇ヲ得タル者ニハ二回其三箇以上ヲ得タル者ニハ三回増給ス但其價ハ一回一錢ニ過クルコトヲ得ス

第九十七條 囚人及懲治人左ニ掲ケタル所爲アルトキハ金二十五錢以下ヲ以テ之ヲ賞與スルコトヲ得但賞表ヲ與フルノ限ニ在ラス

- 一 在監人ノ逃走セントスル者ヲ密告シタルトキ
- 二 人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シタルトキ
- 三 監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルトキ

第九十八條 刑事被告人ニシテ前條ノ所爲アルトキハ之ヲ録シテ所屬長官ニ申報シ仍ホ當該裁判官ヲ參考ニ供スヘシ

第十章 懲罰

第九十九條 減食受罰者ハ其罰期中別房ニ入レ置クヘシ

第一百條 懲罰ヲ受ケタル者ノ居房ハ其罰期終ルモ仍ホ懲罰ヲ受ケタル者ト別異スヘシ但改悛ノ情著シキトキハ合居セシムルコトヲ得

第一百一條 犯則者ニシテ事未タ發覺セサル前ニ於テ司獄官吏ニ自首シタルトキハ其懲罰ヲ全免又ハ減輕スルコトヲ得

數犯俱發シタルトキハ一ノ重キニ從ヒ處罰スヘシ

第一百二條 懲罰ニ處セラレタル者裁判事件ニテ出廷スルトキハ當日ニ限り其執行ヲ中止スヘシ但中止中經過セシ日數ハ懲罰期限ニ算入スヘカラス

第一百三條 兩脚ニ欵ヲ施ス者改悛ノ狀顯ハレ其施欵期限ノ半ヲ經過シタルトキハ一脚ノ欵ハ免除スルコトヲ得

第一百四條 欵ヲ施シタル者改悛ノ狀最モ顯著ニシテ其施欵期限ノ四分ノ三ヲ經過シタルトキハ假ニ其欵ヲ免除スルコトヲ得

第一百五條 假ニ欵ヲ免除シタル者其罰期内更ニ懲罰ヲ受クルトキハ直ニ之ヲ復シ其假免中經過セシ日數ハ施欵期限ニ算入スヘカラス

第一百六條 懲罰ニ處シタル者アルトキハ典獄若クハ看守長時々其動靜ヲ觀察シ教誨師ヲシテ之ヲ問ハシムヘシ

附則

此細則ニ於テ市町村長トアルモノ市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ局長之ニ當ルヘシ

監獄則畢

在監人動作時限表

月名	時限	起	床	監房掃除	就	役	午	飯	罷	役	還	房	就	寢	服
一月	午後六時	一時	午後七時	十二時	午後三時	五分	五時	迄	午後八時	七時	卅分	八時	七時	卅分	計
二月	六時	一時	七時	十二時	四時	五分	五時	迄	八時	八時	五分	八時	八時	五分	計
三月	五時卅分	一時	六時卅分	十二時	四時	五分	四時	迄	八時	八時	五分	八時	八時	五分	計
四月	五時	一時	六時	十二時	四時	五分	四時	迄	八時	八時	五分	八時	八時	五分	計
五月	五時	一時	六時	十二時	四時	五分	四時	迄	八時	八時	五分	八時	八時	五分	計
六月	四時	一時	五時	十二時	五時	三十分	五時	迄	九時	九時	三十分	九時	九時	三十分	計
七月	四時	一時	五時	十二時	五時	三十分	五時	迄	九時	九時	三十分	九時	九時	三十分	計
八月	四時卅分	一時	五時卅分	十二時	五時	三十分	五時	迄	九時	九時	三十分	九時	九時	三十分	計
九月	五時	一時	六時	十二時	四時	三十分	五時	迄	八時	八時	三十分	八時	八時	三十分	計
十月	五時卅分	一時	六時卅分	十二時	四時	三十分	五時	迄	八時	八時	三十分	八時	八時	三十分	計
十一月	六時	一時	七時	十二時	四時	五分	五時	迄	八時	八時	五分	八時	八時	五分	計
十二月	六時卅分	一時	七時卅分	十二時	三時	三十分	四時	迄	八時	七時	三十分	八時	七時	三十分	計

備考
 一 就役罷役及還房時間ヲ除クノ外ハ囚人ニシテ服役セサル者懲治人及刑事被告人ニモ亦
 本表ヲ適用ス
 一 炊事又ハ病者ノ看護ニ從事スル囚人并ニ病者ノ起床及就寢時間ハ本表ニ依ルノ限リニ
 アラス

258
707

明治四十一年八月三十日印刷
明治四十一年九月二日發行

(新刑法)
刑事訴訟法註釋

不許
複製

著者 大久保忠智

東京市淺草區南元町廿八番地

發行者 鈴木與八

東京市淺草區南元町廿四番地

印刷者 小宮定吉

同所

印刷所 大川屋印刷所

東京市淺草區三好町七番地

專賣所 聚榮堂 大川屋書店

(電話下谷一五七三番)

